

支那の阿片調査

例言

一、本稿は、昭和六十三年年度の東洋史専修二年次生が、各人、原文のコピー一〇枚宛の転写を分担し、編者がこれに校訂を加えたものである。

二、本稿には外国文献を翻訳した部分が甚だ多く、その際の訳語・訳法が必ずしも適切でないため、時には文意の通じ難い所もあるが、意を以てこれを改変することはしなかつた。

三、人名のローマ字表記の不統一もその仮とした。

四、明らかに誤字であると認められるものはこれを訂正した。

五、標題の上下に付した「」で不必要と思われるものはこれを削除した。

六、原文に句読点のない所にも便宜、句読点を施し、或いは読点を句点に改める等して読み易くした。

七、「其原産地」を「其の原産地」に、「此時代」を「此の時代」に、「我國」を「我が国」に、「或地方」を「或る地方」に、「及」を「及び」に、「過ぎざる」を「過ぎざる」に、「苦めり」を「苦しめり」に、「行れざるも」を「行はれざるも」に、「為ざらしめ」を「為さざらしめ」に、「立ん」を「立たん」に、「次に」を「次に」に、「曰はく」を「曰く」に、「甚たしく」を「甚だしく」に、「せざる」を「せざる」に、「殆んど」を「殆んど」にする等、場合により最少限度文字の加除を行い、濁音には濁点を付して読み易くした。

第十七卷 京奉沿線の産業その他

第三編 支那の阿片調査

第一章 緒論

罂粟 poppy の種の汁を薬用となしたることは古き希臘の歴史に於て之を見る。其の原産地は南欧及び西部亜細亜なり。

十二世紀の代に至り小亜細亜の阿片は商品としてその名著はれ、希臘及びラテン語にては阿片を opium と云ひ、波斯にては ofyun と称し、印度にては opium 又は ofyun と称し、印度にては opium 又は ofyun と称す。而して支那に於ける阿片又は阿芙蓉等は之等外国語を音訳したるものなり。支那へ罂粟の伝はりしは唐時代に亞拉比亞と交通開けしため入来れりと云ひ、宋に至り本草の中には薬用としての阿片を記せり。主として胃病を治し、下痢を止むるも

のなり。されども此の時代の阿片は今日の阿片に非ずして甚だしく粗製品なりしことは明かなり。明時代に入つても本草又は医書には皆阿片の必要なることを記せり。然りと雖も之を煙として吸ふことを知らず、その煙を吸ふは清代に入りて始まりしものなり。

南洋の一带地に於て和蘭その他の医者は熱病を治する為阿片の欠く可らざるを云ひ、常に之を用ひたりしが、台湾がマラリヤの流行地なりし為、此処に來りし外人には盛に阿片を治療に用ふること、なれり。是等は全く医薬としての必要より來れるものなれども、今日の支那に於ける処の吸煙は全然に別種の目的を以て之を用ふるものなり。

バタビヤに於て吸煙の事を記したるは一六八九年頃の一和蘭人の医師なり。先是台湾に於てはバタビヤの風を伝へて和蘭人により吸煙を教へられ、台湾を経て始めて支那に伝れりと云はる。その初めて支那に入り來りしは康熙年間なりと云はるれども、此の頃には未だ流行せず。その後約百年を経て乾隆時代に至り、中央地方の大官より下は苦力に至るまで之を吸ふを伝ふ。(大村欣一氏の通商史ノートに依る)

爾來阿片の問題は幾多の困難なるの事件を生じ、支那が受け來りし損害は決して鮮少ならざるものあり。其の間に幾度か禁止の法令が發布せられ、諸種の禁圧策の講ぜらるゝを見たれども、今尚依然として国内に流行し、本問題は社会問題、人道問題として一日も看過す可らざる情況を醸すに至れり。

本調査に於ては主として現在支那に於ける阿片の栽培状況を明かにし、且つ此の取引の大勢を知らん為、北京万国拒土会の調査せるものを紹介せり。

次に最近に於ける阿片禁止運動の双壁たる北京万国拒土会及び中華国民拒毒会の内容を明にするを以て主たる問題とす。後者に於ては余は自ら両会の本部に向つてその責任者を問ひ、以て此の調査の材料を蒐集したるものなり。

第二章 各省に於ける罌粟栽培状況

北京万国拒土会 (International Anti-Opium Association, Peking) は毎年十月に於て支那各地に在住する外国宣教師に宛て二十乃至二十五の通信書を送りて該地方に於ける罌粟栽培の状況を調査報告せしめ、尚十個所に有する該拒土会支部の調査報告を俟ちて、併せて旅行者の実見談その他新聞雑誌の記事等を材料として之を綜合し、毎年四月に始まり翌年三月に終る一年間を以て一年度となして、支那各省に於ける阿片栽培及び取引に干する報告をなしつゝあり。

今その発行せるパンフレット (Opium Cultivation and Traffic in China. An investigation on 1924-1925 by the International Anti-Opium Association, Peking) によりて支那各省に於ける罌粟栽培状況その他事項を訳出すること次の如し。

一九二四—同二五年に於ける各省の状況

一九二四年度に於ける本調査は一九二四—同二五年に於ける各省栽培状況の報告を含む。而して一九二四年は既報の如く最近に於ける最も甚しきものなり。若し本報告と一九二三—同二四年に於ける報告とを比較せば、前記(後述する処あるべし)の理由により栽培の減少せることは明かならん。但し實際数字上の減少額は饑饉と洪水とによりてその影響を蒙りたる阿片の収穫を見るまでは尚不明である。

本省内には何処にも阿片の栽培はなしと雖も、その吸飲は一般に行はれつゝあり。今天津にある外人の通信に曰く、

天津に於ては現時の如く一般に阿片の吸飲せらるゝは數年來にないことである。多數の阿片吸飲所が市街（支那街）に公然と開かれて居る。而かも官憲は彼等を取締ること殆んどなく、亦何等の效果をも齎らさない、と。

北京に於ては阿片は容易に公然と買ふことが出来る。支那人の調査報告せるものによると、富豪階級の五割は阿片を吸飲して居ると。阿片の売値段は一九二四年に於て熱河及び綏遠特別管区よりの輸入超過によりて著しく低落した。上等阿片は甘肅及び陝西より持込まれる。

北京西直門 West Gate に於て捕へられたる Li Hsuan-Yang なる密輸入者は、綏遠より三万オンスの阿片を密輸入する為に雇れたる一味のものなることを白状した。一方他の密輸入者は、一万七千オンスの阿片が Western Hill に貯蔵してあると白状した。兩人共に北京官吏の傭人であつた。莫大なる熱河阿片が陸路北京に搬入され、為めにその価格は下落しその吸飲を盛ならしめた。

北京に於て一九二四年中に官憲及び税官によりて没収されたる阿片が二回焼棄された。但しその數量はその個數の多きに比して比較的少量であつた。之によりて見るに多くは停車場にて發覺されたる旅客の荷物中のものであつた。若し阿片を燃やす煙が毎日立ち登つてゐる住宅や宮廷内の阿片没収が試みられたなら、北京には余程阿片が少くなるであらう。

尚更に恐るべき脅威は本省内に於ける「モルヒネ」及び「ヘロイン」である。魔睡剤マスイの不正取引は一九一七年に於て阿片が殆んど鎮圧されたる頃に始まり、爾來恐るべき勢を以て流行せり。

天津海関が一九二四年中に没収せし魔睡剤マスイの数量は次の如し。

「モルヒネ」 一、七〇〇オンス

「ヘロイン」 一、五八四 ヶ

以上は凡べて日本船より没収せられたり。その発見を免れたる量は「モルヒネ」丸葉が広く用ひらるゝことより考へて相当に多量に上ることならん。一九二四年中「モルヒネ」製造者並に販売者を取扱ふために、特別地方審判庁(Special Provincial Court)が設けられたり。本省一一六個の郡県中五七県内に於て犯人が挙げられ、その課せられたる罰金は六九二、一三九弗に上つた。一地方に於て課せられたる罰金の最大なるものは、京漢鐵道に沿へる石家莊の六九二、一三九弗であつた。当地は数年来有名なる集散地として知られてゐる。本省の西南隅なる大名県は次位にして、罰金七六、八三六弗なり。

支那人向きの「モルヒネ」丸葉はその価格安く、何処にても吸飲せられて阿片よりも更に有効である。而かも之を使用するに當つて時間を多く要しない。一日十個の丸葉を吸飲するものは阿片一オンスを用ふるものよりもその魔睡マスイの程度は大なることを得、その価格に於ても二十分ノ一位なるにすぎず。

一九二四年中北京に於て没収されたる「モルヒネ」及びモルヒネ丸葉の量は次の如し。

(一) 二、八〇〇オンス 北京に於ける藥房に於て

(二) 七〇〇 ヶ 數藥房に於て數量の雜多なるもの

(三) 一、一〇七包

丸薬製造に要する粉と混合したる「モルヒネ」一包は二乃至三封度にして、数オンヌ宛の差あり。

(四) 「モルヒネ」丸薬

二〇袋に各一〇、〇〇〇個の丸薬を包含し、破壊せるもの、数量二五〇オンスに上れり。

若し没収されざる魔睡劑を表すに捕獲されたる数量の十倍なりとせば、使用され居る数量は非常に増加するものと云はねばならぬ。

二 雲南省

本省は数年来、支那第一の罂粟栽培地方であつた。その理由は阿片の品質の優良なると需要の大なるとに存する。但し本年度に於ては、その売捌の困難と罂粟栽培のために土地耕作地の大減少に基く食糧の欠乏とのために、全体としてはその栽培は寧ろ減少して居るにも不拘、尚価格は高価を維持してゐる。

強制的栽培は行はれざるも、尚高率の地租が禁煙局 (Government Opium Prohibition Bureau) により課せられて居る。

東部雲南地方

当地方の阿片は前年よりは減少して居る。その理由は次の如し。

一、前年に於ける阿片の価格が良好ならざりし事、加之租税は収益よりも多額なりし事

二、穀物は殆んど饑饉時の相場に昂騰し、小麦の価格は阿片の五倍にして従つて食物買入れの困難なりし事本年度に於ても小麦及び大麦は多量に栽培せられたり。或る地方にては小麦及び大麦のために一五四の畑が用ひられたるに對して、阿片栽培の爲には僅かに十六の畑が用ひられてゐるに過ぎざるを見たり。

雲南地方

本省に於ては大部分地方に亘りて栽培は広く行はる、も、實際の栽培は本省々城たる此の地方に行はる、ものなり。当局に於てその財政上の必要あるによりて何等の鎮圧策も施され居らず、当局者の云ふ所によれば禁止するは極めて容易なることなれども、他省に於て栽培する以上は本省も亦同様に栽培せざる可らずと。

中央雲南地方

昆明縣に於ては一九二四年に於て三〇、〇〇〇畝（五、〇〇〇エーカー）が罌粟栽培に使用され、七〇、〇〇〇弗の地租が課せられたり。雲南省九五縣中昆明縣について云はんに、阿片栽培省としての本省の第一位なることは明瞭に了解せられる。隣省への移輸出諸税は、吸飲所に対する地方課税と共に苛重にして、此等の税は諸罰金中の最高位にして禁煙局により徴収されつ、あり。

「ゼネヴ」に於て仏國代表は印度支那に干して次の如く述べたることあり。

「外国阿片（雲南）は国境より密輸されつ、あり、年々数千疋は没収されつ、あり。而かもその監督の不行届のため、更に多き阿片量がその發覺を免れつ、あり」と。

多量の阿片が雲南より海峡殖民地及び香港へ密輸されて居る。Hong Kong H. E. に干して、政府は国会へ對する報告に於て、一九二四年中該殖民地に於ける不正阿片の消費は政府が専売により輸入したる阿片と同量なることを述べ

て居る。

三 福建省

全省に亘つて民軍憲の支配の下に強制的に罌粟が栽培せられてゐる。一九二四—同二五年度に於ては、前年に比してその栽培は更に増加を見てゐる。各宣教師、万国拒土会支部及び支那人の社会並に商業団体より民・軍憲及び中央政府に対して抗議を呈出したり。支那新聞記者及び外国人の目撃せる所によれば、農民は租税強徴の為に派遣せられたる軍隊との間に屢々騒動を醸し、農民多数が殺害されたる由を報じてゐる。

本省の各地方には徴税局が設けられて、各地に於て個人並に団体に対して阿片税が賦課されてゐる。例へば同安県の南部、北部及び東部に於ては一、二五〇、〇〇〇弗が沈某なるものによりて徴収せられたり。南郷区(Nan Jiang)に於ては洪、蔡某の二名により四六〇、〇〇〇弗、Sha Hsiに於ては四五、〇〇〇弗、竜山巖地方に於ては地方紳商により一三〇、〇〇〇弗、金門地方に於ては商会々長により一二〇、〇〇〇弗、徴収せられたり云々と。

一九二四年九月、万国拒土会福建支部長の報告に曰く、

「軍憲の独制に反対せる者たちの強制的阿片栽培迫害に干する記事と共に、督理の爲したる評価を一覧するも亦興味ある事なり。該軍憲の評価によれば、本省内一ヶ年の軍隊に要す経費は二〇、〇〇〇、〇〇〇弗を最少限とし必要とする。土匪及び盜賊に対して軍憲は何等の保護をも与へざるによりて、魔睡剂当業者が年々に二百万人づ、地方に於て破産し、督理及びその部下達の財布には年々二百万弗宛の収入が飛び込みつ、あり」と。

左に掲ぐる所の事は、外人宣教師よりの多数報告中の一例たるにすぎず。即ち、

「十五個の村落中その十三までは本地方に於て罌粟栽培されつゝあり。その收穫は地質の如何によりて一様ならざれども、八村に於ては阿片の收穫高は莫大なるの見込みなり。或は前年よりも多からん。或る地方に於てはその人口の八割迄は各所有畑に罌粟を栽培せり」と。

一九二四年十二月十九日附の下記の電報によれば、福建に於ける概略は之を察知し得べし。

「多数の報告によりて、福建省に於ては各地に阿片の栽培せられ居るを知る。漳州及び泉州の人民は一、〇〇〇、〇〇〇弗の阿片税を課せられてゐる。Chang Yi 及び Kao Yi の両將軍は罌粟栽培奨励の頭目である。福清地方に於ては海軍の監察官ありて、その執行官として Chow Kuang-han 及び Yuang Ping-chang を任命せり。右両人は部下に命じて地方人民に阿片栽培を強制してゐる。長樂に於ても同様の海軍検査所あり。而して Rao Chang 及び Cheng Neng-kai の兩人その執行官たり。Kuo Nai Kang は阿片税の稅務司にして Lao Cheng は福安に於ける執行官なり。Harpuo、福清、Sin Ning 及び Ning Daik 地方の阿片税々務司は Chang Che-Pei 及び Kuo Chen-Ning なり。Futien は十区に分たれ Lin Chi-hung は之に地租を課し居れり。仙遊地方には現在軍隊の監督の下にありて、罌粟税は彼等の間に分配されつゝあり。Kiencyuang に於ては罌粟税は Chu Chao Ling によりて徴収せられ、Sing Si については Onyang Hang によりて徴収されつゝあり。福建省は罌粟に敵はれており、又日々の報告や官憲の栽培強制の報告の写しやらが各地に流布され、並に田畑より採取されたる罌粟の見本で満ちて居る。即ち人民を駆りて此の恐るべき仕事を強制する軍憲の計画のみは完全にその目的を達すること明かに認めうる也。」

四 湖北省

本省にては専売制度によりて阿片の栽培及びその取引を許可して居る。その専売の主なる官署は漢口にありて、支局は随所に散在せり。各部は李大佐を局長とする陸軍及び警察より成れり。監督部の管轄の下に有効に組織されてゐる。その主要支局たる宜昌と漢口との間には、陸軍警察部監督部の旗下に Chi Yi Co. の三汽船が阿片運搬の為に使用されてゐる。委託品は全部一オンスに付二九銭の税を支払ひたる上にて、漢口に於て引渡しの際印を受ける。該印章は黄色、綠色、及び白色にして、本省内への各港への運搬を許可するもの也。

宜昌に於ける阿片の取引は該地方商人に請負はしめて、毎月監督部に対して三〇〇、〇〇〇元を支払はしめてゐる。

本年度中、宜昌より漢口に向ひて、毎月十二隻の汽船によりて約五、〇〇〇封度の阿片を各船に搭載して運搬せり。右は大體の見積りにして、本省に於ける一ヶ年の取引は一五、〇〇〇、〇〇〇萬元に上り、此の中には専売税、収入印紙代、販売及び吸飲所の特許料をも含む。但し罰金及び没収されたる阿片の再販売は此の限りに非ず。或る信頼すべき外国官吏よりの一九二四年七月の來信に依れば、没収されたる阿片及び課税さるべき阿片は、三回に亘つて漢口の監督部によりて減少されたり。即ち第一回には五百包が九〇、〇〇〇元の印税を免除され、第二回には四百包、第三回には二百包が免税されたり。即ち此等の三回に於て約四〇〇、〇〇〇萬元の印税が免除されたり。

宜昌に於ける商会々長の下にある阿片局は、一ヶ月四〇〇、〇〇〇萬元の収入ありと報告せり。之等は軍事上の目的の為に消費されたり。

一九二四年二月二十七日に一、〇〇〇オンスの阿片を入れたる一五〇箱の阿片が漢口に於て汽船 *Anking* 号より没収された。右阿片は李陸軍將官によりて武器購入の目的にて密輸されつゝありしものなり。

一九二四年三月七日には、汽船 *Chao Lyn* 号が第八師の軍人により差押へられたり。何となれば四川の楊森將軍所
有の阿片二七五担（一担一三三封度）が、百名の兵士の護衛の下にありしが、該船より発覚したるが為也。漢口
監督部長官と四川將軍の代理とが翌日に於て会合しての結果として、三、三〇〇〇元元の課税を仕払ひたる上阿片は釈
免されたり。

西部湖北地方よりの通信に曰く、「漢水の以北は罌粟の栽培はなけれども、以南は一般に行はれあり。均州即ち西
部湖北にては頗る多く、或る地方によりては耕作地の半ばは栽培せられあり。軍憲に対する租税は一畝に付四元な
り。

鄖陽及び鄖西に於ても均州に同じ。

房県——多くの地に於て相当の栽培量あり。湖北西部に於ける産額の多量なるに加へて、多量の阿片が陝西省よ
り老河口に輸入されつゝあり。四十乃至百名の苦力が日々老河口に到達して居る。昨日余は五百名の苦力が軍憲の擁
護の下に各一、二〇〇両入りの荷物を運搬せるを見たり。当市に於ける阿片禁止局に於て、一両に付九〇〇 *cash* の
租税を支払はされたり。故に上記の荷物は二〇、〇〇〇弗徴収されたり。阿片の大部分は漢口へ輸送されるのであ
る。下流の安陸及び沙洋間に於ては土匪が阿片を目的として働いてゐる。十六年来余は斯く多量の阿片が本地方へ搬
入されたるを知らず」と。

施南地方全部に亘つて阿片の栽培は許されてゐる。毎年の阿片税は一、八〇〇、〇〇〇万元に達してゐる。*Shang*

Lien Shih に於ては阿片通過毎に一オンス二付三〇仙を課税せらる。

大治——阿片の栽培はなけれどもその吸飲は盛なり。

湖北中部——京山、天門、応城、潜江及び Chien Chuang 方面には栽培なし。但し各地に於てその買入は自由なり。各県は郷に分たれ、郷に於て軍人の後援の下に課税されて居る。応城県下の一郷の如きは、その金額毎月一、四〇〇両に上る。加之烟燈に対しても亦課税せらる。故に租税納附者は許可を受くれども、然らざるものは重き罰金を課せらる、也。

荆門——罌粟の栽培はなし。但し阿片の取引は公然に行はれる。本地に於ける人口の八割は吸飲すと云はる。コハ誇張せられたるならんも、余は二十余年間に於て斯る様を見たることなし。即ち自殺の風習は驚くべき速度を以て増加しつゝあるなり。

南部湖北——荆州栽培なし。但し取引は全く公然と行はれり。宜昌の軍憲は本地方の阿片を取締るべく阿片圈を有し、宜昌を通過する凡べての阿片に対して一、〇〇〇オンス毎に一〇〇元の課税をなし、若し山西へ運搬すべきものなる時は更に二五〇元を増徴せり。

沙市——沙市商務会よりの特許を得て三百個所以下の阿片吸飲所が設けられたり。

五 広東省

此の地は昨年より大なる変化なし。広東に於ては汕頭附近、広西との境界方面、及び海南島を除ひては、広大なる

阿片栽培は行はれない。汕頭よりの本年度の報告は不正確である。兵乱が引続いた為はその調査は困難なりしも、その概況を述べれば一九三二—三三年度よりも栽培は減じたり。コハ三十年以来の出来事である。

広東政府専売以来、許可以外の栽培は重税により嚴重に禁ぜられたり。本省の土質は良好なる阿片を生産せざるも、雲南、広西及び貴州より自由に何程にても輸入せらるゝが故に、その栽培を奨励するよりも輸入に俟つ方が容易にして且つ経済上安価なり。

政府の命令によりてSien Wei地方にて試植したりしも、農民は未だ罌粟栽培の経験なかりしためにその方法は充分に判らず、遂に失敗に歸せり。

広東は一年中の大部分は戦争には擾乱の中心となり、その戦闘は亦阿片及び賭博場の税租によりて支持されてゐるのである。阿片の輸入並びに吸飲処その他の全般を取締るために、一九二四年の初頃設立されたる広東政府専売局は、中央の取締機関としては極めて不十分なるものであつた。地方の組織よりは、故孫文の管轄区内に於ける専売権に對して、年々六、〇〇〇、〇〇〇元を提供させらるゝ事となつてゐた。而して多額な租税徴収の可能なることは、その組織破壊の因をなしたのである。後に至り阿片吸飲所及び賭博場の売買権は、河南、雲南、広西及び広東の軍憲により組織されたる戦時公債局の下に奪はれたり。広東に於ける阿片の売値段は、一オンスに付五乃至十一元なりき。雲南及び湖南の軍隊は、その占拠せる全部分の地方に亘つて、彼等の省内産阿片を販売すべきことを強制せり。

一九二四年七月、広東に於ける阿片吸飲所の経営者は、超過租税支払不能を唱へて罷業をなせり。此の罷業は、阿片に対する超過税を廢し、賭博場へ課するとの条件の下に遂に解決を了せり。

広東を去る遠隔なる地方よりの通信によれば「阿片は現在位その価格下落せることなし。数年前、阿片吸飲を恥

辱と考へたりしものも、現在にては公然と之を用ふ。一般の状況は不良にして、吸飲者の数は大いに増加しつゝ、あり」と。

六 四川省

本省は軍憲の支配をなせる好適例にして、それに対する法令の規定されたるあり。阿片の栽培は多量にして益々増加しつゝ、ありて、全部軍用資金の徴發に用ひらる。一九二四—同二五年度に於ける栽培は例年よりも甚だしく、本省内各地よりの詳細なる報告集れり。

四川阿片は北部及び中部支那に至つて販売され、その品質は優良なり。一九二四年十月、四川陸軍第二師々長なる Liu Cheng Hsun は、阿片栽培奨励会長及び阿片検査官の起草になる十二ヶ条の嚴重なる命令を發布して阿片の専売を施行せり。その主要条文に曰く、「全地面^{に對し}一畝伍元を課す」「崇慶県は阿片栽培の爲めに一〇〇、〇〇〇畝を充たすべく」「右は八四個の郷に割当てらる」「各郷は罌粟を栽培せる畝数の報告書を呈出せざるべからず」「租税の一割は阿片税徴収者に帰す」「虚偽の報告を爲したるものは栽培数量によりて罰す」「警察及び軍隊は栽培者を保護すべし」「租税は凡べて收穫の二十日前に納付すべし」。

右將軍は一九二四年二月、武器購入用として一、五〇〇、〇〇〇オンスの阿片を汽船 Anking 号に搭載して漢口に輸送せり。(湖北の項参照)

南部雲南^(四川)、Sui fu —— 余は今年西方省界雅州、並びに北は成都を経つ松潘へ、Sui fu の南雲南省界へも旅行せり。

余の目撃する所によれば、阿片の栽培及び吸飲は現時旺盛なるものなし。

Sumu に於ては約三、〇〇〇軒の阿片吸飲所あり。罌粟栽培者は三百人には一弗宛の課税を徴せらる。若し阿片が販売せらるゝ時は、その盗難及び運送の保護に対して更に徴税せらる。人民の生活費は此の二ヶ年間に於て二倍せり。

瀘州——此の地方にては土地の四分ノ一は罌粟栽培に使用さる。吸飲者は驚く程に増加せり。その租税は極めて過重なり。

中部四川、綿州——到る処阿片は売買せらる。軍憲は当地及び隣郷に対してその栽培を強制し居れり。

保寧——宣教師の報告に曰く、「世界は過去の二年間に於て、如何に多大なる阿片の害悪が横行し来りしかを知らざるが如し」と。

東部四川、Chi chu——本県には一面に栽培され、小麦の栽培は殆んど行はれず。人民は塗炭の苦を受けつゝあり。地方長官は軍憲よりの租税支払ひのために金を要すべしと云へり。

東北部四川、開県——清朝時代より明かに多量に栽培されつゝあり。

梁山地方——罌粟を栽培せざるものは二倍の租税を課せらる。

西部四川、定安府——土地の十分ノ四は罌粟を栽培せり。人民はその栽培に対して課税せられ、若し服従せざる時は当地方人民より本年度（一九二四年十二月）に於て一〇〇、〇〇〇元の租税は徴せられたり。学校は資金欠乏のため閉鎖され居るに不拘、軍憲は大いに徴税を行へり。吾人は当府に於て阿片を吸飲せざるの家の十軒位を見たるに止まり、十才以下の小兒も亦時に之を吸飲せり。

永寧——昨年同様に阿片は何等の妨害なく、公然と栽培せられ、之を栽培せざる基督教信者は「怠慢税」(Lenny)の支払ひを強要せられたり。昨冬は降雨の少かりしたため阿片の収穫少く、人民は租税支払ひのため、穀類、家畜時としては土地までも売らざる可らざるの有様なりき。

当地に於ける阿片の取引は盛んに行はれつゝあり。軍隊は常に貴州より来る阿片運送保護のために備はれおれり。何噸となく当地を経て運搬されつゝあり。

北部四川、蒼溪、巴州、儀隴にては莫大なる阿片栽培され居れり。

廬元——当地にては自由に播種され、亦その阿片の吸飲処は極めて多し。

雅州——米國浸礼教徒外国宣教協會、American Baptist Foreign Mission Society が重慶駐米國領事及び北京万国拒土總會へ致せる請願書に曰く、「軍憲は本年に於ては人民に強制しつゝあり。十中三畝までは罌粟を栽培せざる可らず。然らざれば罰金を課せられ獄に投ぜらる。恐らくは明年は饑饉を見るならん。市場には阿片は漲りつゝあり」と。

西南四川、嘉定——目に触るゝの処によれば、余りに大なる阿片の栽培は見当らず、多くは嘉定及び犍為間の岷江々岸に栽培せらる。阿片は軍憲の保護の下に、Semi 及び西部山岳地方より輸入さる。吸飲は大いに増加しつゝあり。

要しない。重なる交通路に沿ひて悉く発見せられ、如何なる旅行者も之を目撃する事を得。收穫して後、褐色の材料を精選して後に作れる球状のものとなし、籠に入れて市中に運搬さる。それを運搬し來れる商人が、道路に拡げて日光にて乾燥せる光景は常に見らるゝ処なり。此の時期より一年を通じて、道路に於て又は小箱に入れて、此れが吸飲者へ販売する為めに運搬されつゝあるを見る。或る人は彼等の内八割までは吸飲する家のものなりと之を評価せり」

八 湖南省

一九二四年度中、Chao Heng-ti 將軍によりて設けられたる阿片専売は「租税法」の名義の下に行はれたり。軍事当局の諸種の捺印を受けたるの場合には、阿片の輸入販売及び輸出は絶対的に自由にして許可せらる。湖南に於ける専売は、登記及び課税の方法及び経費の困難なる關係上、本年度に於ける罌粟の栽培は看過せられたり。阿片を輸入し之に特許税及び印税を附加する方容易にして、監督は経費少く、従つてその誅求も亦煩雜なること少ければなり。四十年間本省に居住せる一外国人は通信して曰く、「阿片の取引は全く官憲の手によりて行はれ、その規則に依らずして之を敢行する時は嚴重に取締らる。一九二〇年以來、湖南は北京政府の主權を認めてゐない。其の決定に対しては地上如何なる権力にも訴へることは出来ない。余の最後の田舎旅行に於て、軍憲の護送の下に街道の上を運搬せる阿片を土曜日に二八荷、月曜日に四三荷を見たり」と。

北部湖南、攸県——当県及び隣接縣に於ても阿片栽培なし。併し南方に至れば多量に栽培せらる。

慈利——罌粟栽培は昨年より減少せり。土地の〇・五乃至一割は栽培せられたり。更にその吸飲者に至りてはその数は無数なり。

西部湖南、辰州——罌粟の栽培は昨年に比して大いに減少せり。他方軍憲は之が栽培を維持するがために大いに努力したりしなり。大体に於て昨年度の収穫の十分ノ一乃至二分ノ一ならんと評価さる。今その理由とする処を挙げれば即ち左の如し。

一、阿片税の過重なりし事

二、課税、徴税のために派遣されたる軍隊は、農夫の財産を少からず奪掠せる事

三、昨年に於ける栽培者は、阿片收穫期に於ける降雨のために少からず損失を蒙れる事

西北部湖南、保靖 (Baoping) 及び Yungshui⁽¹⁾ 地方は昨年度は特に多量の栽培を見たりしも、その半数も栽培せられず、但しその吸飲は各地方に盛行しつゝあり。余が軍事衙門にありて事務執行中、その士官は常に吸飲しつゝありたり。

南部湖南、宝慶、武岡、東安、Wu Feng P'u, Ja Shang, Chiao, Lung Hwei Shih, Lang Tu Kon, Cho Kung Chiao, Lin Chu Ping, Lang Lien Shih. 一外人の調査者は曰く、「Cho Kung Chiaoを除きては、他の各地方に播種せられたる阿片の量は昨年に比して多量なり。阿片は公然と喫煙されつゝあり。店舗及び料理店にては、客人に凡べて供給しつゝあり」と。

Tayung——「罌粟の栽培期は近々到来し、当地方に於ては広く行はる。三日前余は町外れより来りしが、到る処に罌粟畑を見たり。小麦畑は極めて少し。阿片の喫煙は亦一般に行はれ居れり」と。

九 山西省

本省は、麻醉剤に干しては如何なるものを問はず、凡べて之を禁ぜり。罌粟の栽培あるを聞きしことなし。閻錫山將軍を總裁に戴ける万国拒土会山西支部は、最近に本省内合計一—五県中六九県に干する報告をなし、阿片吸飲者数、「モルヒネ」丸薬使用者、密輸入者数、及び省の「療養所」Caring House にて取扱ひし人数、及び県衙門及び拒土会支部派出所よりの統計を報じ来れり。六九県に於て八、〇〇〇の耽溺者と二〇、〇〇〇以上の取扱人とが一九二四年中取扱はれたり。而して斯る懈怠者を取締る事に於て、右將軍及びその監督官は大なる賞讃を得たり。然れども阿片が甘肅及び陝西より山路を経て輸入され、「モルヒネ」丸薬が河南より鉄道によりて搬入さる以上は、絶対防止は不可能なり。閻將軍は本省に於ける麻醉剤の状況を正直に報告し、外見上の如何によりてその事実を掩飾することなきを述べたり。一省に於ける状態が右の如く凡べての力を以て絶対的の禁圧を施されたるに不拘、斯るものとせば、若し阿片及び麻醉剤が単に奨励さるゝのみならず、強制さるゝ、如きの省に於ては、その状態は果して如何であるか。閻將軍は、その「療養所」の結果が彼の希望して居るが如くに非るを後悔して居るが、そは「モルヒネ」丸薬使用者の多数なるに基くものなり。阿片の吸飲は止め得るものとするも、「モルヒネ」耽溺は合衆国政府の試験したる結果によれば、十二分の救済を施すも尚七五%以上は復帰するものである。

山西に於ては、阿片よりも更に恐るべき一大脅威は実に「モルヒネ」丸である。本省中央部の二七県に於ては、三〇、〇〇〇人以上のものが「モルヒネ」丸輸入のために捕縛されたり。

若し隣省にして多数量を生産するの事実なかりせば、模範的の組織を有する本山西省は、一年間に於て凡ゆる種類

の麻醉劑を絶体に禁圧することが出来たであらう。

十 山東省

一九二四年に於て極めて少量の罂粟栽培を見たり。中部山東なる蒙陰県に於ては約一〇〇畝を栽培せり。臨朐に於ては少量、徳平、泗水に於ても同様に栽培せられたり。然れども多量の阿片が鉄道及び青嶋港より東方、南方、西方より搬入せらる。一九二四年七月に於て青嶋にて価額一〇、〇〇〇元の阿片が警察の手によりて没収されたる面白き事件ありき。湖北々部の襄陽より輸入されたる該阿片は、漢口、九江、南京、上海及び青嶋の各海関を見事に通過せり。その漆器の箱中に隠されたるが為に、発見せられざりしなり。斯る密輸の方法は、その発見せらる以前に幾度も行はれたりしなり。青嶋に於ては一九二四年、前督軍高恩洪 Kao En Kung によりて専売制てんばいせいの設けられ、その真の目的は監督及び禁圧にありき。右は以前日本に於て採用せる方法によりしものにして、特許及び登簿ていぼの形式なり。然れどもその特許を得る為に月々合計一〇、〇〇〇元徴収されたるが為に、金銭上の問題にて国民の反対に会へり。さはあれ右の企ては密輸を厳禁し、結局その取引を禁絶せんとする熱心なる阿片の反対者たる統治者の真面目なるの考へなりし事を吾人は記するものなり。彼が転任して後は、阿片は何等の監督をも受けざること、なれり。

万国拒土会済南支部は、百頁以上に及ぶ年報中に於て、本省合計一〇八県中一三八人は、密輸、阿片販売及び阿片吸飲所経営のために捕縛され、八九人は「モルヒネ」丸の製造及び販売のために捕縛されたり。済南に於て本年中三三六包の「モルヒネ」丸を没収せり。右は四封度入りの罐に付数オンス宛の増減あり。而して時としては小旅行

の靴中にも匿されたり。

以上の支部の報告に依れば、濟寧県に於ては約百軒の「モルヒネ」丸の製造家あり。而して当市にある Han Kai Isuan 所云ふ「King of white Pills」は、数年間に於て四〇〇、〇〇〇元の収入を得たりと伝へらる。同支部の報告に依りて活動し警察は「お手入れ」を行ひ「モルヒネ」及び丸薬製造機械を発見されども該モルヒネ主は逃亡せりと。Chin Hsien に於ても、他の丸薬製造者 Wang Lo-Shang たるもの、行商人の小団によりて附近の地方へ売らるべき、毎週五〇〇、〇〇〇個の丸薬を製造する人間なりと。平原には十一の丸薬の小売商あり。滕県には八軒あり。後者中、或る薬房は「お手入れ」に遭ひて価格一、四〇〇元の「モルヒネ」は没収せられたり。以上は調査したる三二県中の一例に過ぎざるなり。報告書によりて考ふるに「モルヒネ」丸薬の使用は阿片のそれよりも幾分盛なるが如し。

青嶋よりの通信によれば、日本人は印度支那より汽船にて百箱（一箱には四、〇〇〇オンスの阿片あり）を輸入せりと。右は恐らく昨年仏国政府の干渉前に東京を経て輸入されたる雲南阿片の一部なるべし。一九二四年中、青嶋海関が日本汽船及び地方店舗より没収したる魔睡剤は次の如し。

モルヒネ 一、四七〇オンス

ヘロイン 四三〇 〃

「モルヒネ」丸薬 八〇二 〃

但し以上の表示数字は、その数本省にて用ひらる、数量の一部分に当るにすぎず。

十一 綏遠

都統馬福祥によりて設けられし阿片専売制度は、一九二四年中大いにその事業を發展せり。元老達は都統を弾劾し、その専売を行ひて栽培を奨励し、甘肅寧夏より多量の阿片を輸入し、之に租税として多額を課したるに對し彼を責めたり。阿片は凡べて一〇〇オンスに付三〇元課税せられたり。彼は又多量の阿片を警察署長の支配及び監督下に北京及び天津へ輸出するを責められたり。

六、〇〇〇封度の阿片が、一度にて一オンスに付三元より一元に価格の下落せしにより、北京へ向けて送られたり。

綏遠に於ける二、四〇〇軒の阿片吸飲所——それより毎月四元より十二元の税が徴せられたり——を支持したる事に付きて又問責せられたり。

一九二五年、馮玉祥元帥がその都統 Li Ming Chang 將軍により綏遠特別管区を手に入れてより、極めて嚴重なる禁圧手段が執行されたり。阿片密輸者及び栽培者は死刑に処せられ、その所有土地は取上らること、なれり。阿片販売人及び吸飲者は特種の衣服を着せられ、他の人の見せしめの為に市中を連れ歩かす事とせり。療養所は開設せられ、阿片の弊害に対する機関の一般運動が開始さるゝに至れり。

当地方居留者は、數ヶ月以内に綏遠に於ては最早や阿片を見ざるに至るべしと保証せり。

一九二三年に於て本省の統治者は「阿片禁圧局」(Opium Prohibition Bureau)なる名称の下に立派なる機関を有する阿片の専売制を設立せり。支部は軍隊及び警察の監督の下に各府に設けられたり。該局は栽培、輸送、販売及び阿片吸飲所へ重税を課する事によりて維持せらる。禁圧局によりて徴取せられたる租税は五、〇〇〇、〇〇〇萬元と評価せられたり。而して軍隊、警察及び行政官府間に分配せられたり。

一九二四年に、強力なる警察の阿片反対の協会が、江西選出衆議院議員且つ教育家たる評議員^コ氏の指導の下に設けられたり。彼等の目的は、阿片取引を禁止すると云ふ唯一の方法によりて、督軍蔡氏をその地位より去らしめんとするに至り、尚^モハ現在北京政府の下に完成せられたり。一九二四年に評議員^コ及び委員は、総税長官齊燮元を訪問して次の如き宣言を發するに至れり。

「蔡督軍は人民の苦痛に干しては寸毫も意に介せざるなり。須らく放逐せざるべからず」と。
且つ吳佩孚元帥を訪問したるの際に氏は曰く、

「阿片は余の最も厭ふ所のものなり」と。

一九二四年度報告、九江——烟燈は一ヶ月に五元を課せらる。阿片は無限にあり。此の恐るべき状態を改革する為には、凡べての官吏をしてその吸飲及び売買を止めしむるを要す。七月に海関は価額二〇、〇〇〇元の阿片を没収せり。然れどもその部下に阿片を所持せるものに対し掠奪を許せる軍事士官の強迫によりその減少を来せり。阿片は凡べて漢口より来る。

贛州——多量の阿片が貴州及び雲南より搬入されつゝあり。専売の看板は取除かれて居るが、然しその売買は減少して居らず。

南部江西——一五五担（一担は二三三封度）の阿片が軍隊の護衛の下に、当地へ湖南より輸入されたり。その価額は四五〇、〇〇〇元と評価されたり。

専売局地方支局に干するその詳細は、江西拒土会に於て為したる一九二四年の龐大に亘るの調査中に記載されてゐる。その報告は殆んど二〇〇頁に及び、本省の凡べての地方に亘つて調査せられたり。

専売の一例

吉安地方——中部江西——よりの報告の一例

阿片運輸局 (Opium Transportation House) は (Ch'eng Huang Chieh) に在り。販売局檢察庁 (Chief Detection Office of the Selling House) は五洲藥舖 (Five Continents of Drug Store) の中に在り。聯合按察局 (Associate Detection Office) は (Si Chieh) に在り。

販売総局長——運輸局長は Wang Lyu-mu にして Nang Chiao-shang なり。後者は名代の阿片の取扱人なり。

開設年月日——運輸局は一九二四年一月十一日よりその業務を開始せり。販売局は一九二四年二月六日なり。

運輸額——一月十四日より始まり一九二四年四月十四日までに九二〇、〇〇〇オンスの阿片が Ching Hang Chieh より当吉安県へ輸送されたり。

当地方産阿片——中華郷に僅か一〇〇畝の罌粟畑を見しのみ。他郷には阿片の産なし。

消費状況——約一六〇、〇〇〇オンスが吉安県内の十地方にて毎月需要され、吉安庫のみにて四八、〇〇〇オンスを要す。

租税月額——Ching Hang Chiehなる運輸局は政府に対し毎月一五、〇〇〇元を支払ひ、県下の十郡に対する販売局は毎月一六、〇〇〇元を支払ふ。

烟燈税月額——租税は三級に分たる。(甲級のもの烟燈一個に付毎月三・三弗を支払ふ。(乙)二・二〇元(丙)一・〇元。但し村落に於ては烟燈税は更に高しとす。

一九二四—同二五年度の報告によれば、本省の全般に亘つて大いにその栽培は減少せり。西部及び南部の都会に於て多少多量の栽培を計画せしものありしも、その他に於ては大いにその改善を見たり。督軍の専売は消滅せしも、売買及び一般の吸飲の状況はその変化を見ず。取引は徴税の目的による頭目ノ下には属せずして、個人取扱者の行ふものたるなり。

十三 甘肅省

本省は多年間、阿片の大なる栽培地として知られたり。而して支那に於ける五大阿片栽培省の一にして、常に「一大罌粟畑」として記さる、所なり。一九二四年は極めて多量の栽培あるべく予想されおれり。甘肅産阿片は品質優良にして、其の販路は北方各省各都市、就中綏遠鉄道によりて北京及び天津へ搬出さる。

一外人通信者は一九二四年の通信に曰く、「余は自ら甘肅の下記の地方に於て罌粟の栽培されおるを見たり。中衛、靖遠、海原、会寧、安定、靜寧、金県、狄道、岷州、臨潭（洮州）、河州、皋蘭（蘭州）、洮河県（狄道に近き県）なりとす。

罌粟は峨々たるの地方を除き、甘肅の各県下は悉く栽培され居る。官の認許は寧ろ栽培強制の程度なるを普通の場合とする。本省にては年来罌粟栽培せられたれども、本年の如きは官府よりの公然の奨励を見つゝあり。南部辺防（寧ろ余は攻撃と呼びたい）使たる Kang Si-ling は数年来栽培を強制し来れり」

「罌粟は引続いた洪水の爲めに昨年比して減少し、又その品質の不良なるにも不拘、当寧安府のみより約一四〇、〇〇〇元の租税が官吏により徴せらるべしとの報を余は聞きたり。右は栽培せる一畝に付二五元の割にて課せらる。中衛県知事 Huang Kuo-hua なるものは、彼一個の計算として本年度の罌粟より少くとも一五、〇〇〇元受取る筈なりと。收穫期は今や始まり、新しき荷物は已に陸上にて一オンス〇・五〇元にて売買せられ居れり」

「当市及び附近の地にては、毎日価格三〇〇〇元の阿片が絶えず消費されつゝあり。余は不幸にして当地に於ては、一個の烟燈をも有せざる家をも一つも発見すること能はざりき。平均せる所、毎週に一回づ、主として婦人及び小児ノ間に阿片中毒事件を見つゝあり。当地の光景は実に恐るべき事と云はざるべからず。男女、年齢及び階級の如何を問はず、凡べての罌粟の常習的吸飲者なり。時としては母親がその要求を満足さす間、小児を静かに為さしめんが爲に、両親にて蒸発せる煙を小児に吸はしむる場合あり。強制的、説得の手段に頼るに非れば、官吏をして本省の阿片を絶滅するを期待するを得ず」と。尚報告書より更に抜粹すれば即ち左の如し。

「甘肅に於ける七〇、〇〇〇乃至八〇、〇〇〇の軍隊が阿片税によりて養はれてゐる」

「寧夏及び西寧を除くの外、到る処に阿片の栽培を見る事」

「阿片税は一畝に付八元より十五元までの差あり」

「中^マ中の八畝は阿片栽培に使用されてゐる」

「米一担は価格十二両、稷は一〇両以上、野菜は少量にして大なる饑饉あり」

「本一九二四年度に於て二〇、〇〇〇、〇〇〇元阿片より徴取せられたりと評価せらる」

「生産の過剰により二〇〇、〇〇〇オンス軍憲の護衛の下に陝西に輸送されたり。陝西省の当局は之を没取せり。五〇、〇〇〇オンスは返還されたれども、残余は将来の流入を防ぐ為に差押へられ、その結果として陝西に於ける売価を下落せしめたり」

「岷州——当地に於ける租税は一六〇、〇〇〇元に上るならん。右は阿片の栽培の如何に不拘徴せらる。我々如き栽培せざる基督教徒にとりては大なる苦痛なり」

十四 陝西省

一九二四年に於ける報告は大なる異同なし。全省阿片栽培は枉費され、陝西に於ける阿片の在荷の夥多なることは、その価格を一オンスに付三五仙丈け下落せしめたり。

西部陝西

「本省々城西方の諸県、即ち藍屋、郿県、興平、武功、その他の地方に於ては、阿片栽培を以て有名にして、強制

的に栽培なされつゝあり。昨年中に阿片より一〇、〇〇〇、〇〇〇元以上徴収せられたりと評価されたり」

西安府

「阿片の病的臭気、男女の顔に表はれたる特性の蒼白色は、如実にその事情を物語つてゐる。西安府を去る七十里の「都邑」——それは余の親しく数週前に訪問したる処——にては、一町内に公然と阿片を備へ販売せる二十軒以上の店を数へる事を得たり。此の一県より昨年巨額なる阿片税が徴収されたり。恐らく斯る徴税法は最も有利なるのみならず、人民自身によりて少しも反対せられざる方法である。何となれば阿片の販売によりて得らるゝ彼等の利益は、その播種栽培をして優に価ひあらしむればなり。本年に於ける阿片収穫は莫大なるものにして、各地の肥沃なる水田が此の栽培に充てられてゐる。北部郭外の外側にては、農夫は阿片の刈入に対し一日二弗宛を支払ひ居るに對し、豊年にては一日四弗徴せらるゝと聞けり。

阿片の取引は収入の大源泉なり。当分の間一畝に付三十弗と定められたり。

道路に沿へる殆んど凡べての店舗は、阿片の売買に従事す。而して商人は、特許料として彼等の家賃と略同額なる一〇乃至一二元を支払ひつゝあり。

当地を去る一〇哩の一市場に於ては、小さき町なるにも不拘、約一〇〇人の特許商人ありと云ふ。

確かに西安府は、今日饑饉の境界線に在りとは少しく驚く所なり。小麦の価格は、三年前饑饉分配の爲されたる當時の二倍高くなれり」と。

東部陝西

「陝西に於ては阿片栽培は絶えず官憲によりて奨励されつゝあり。その唯一の説明は、軍費用經費の負担重きが為

め、阿片税のみが完全なる収入に近しと云ふに存するもの、如し」

阿片収入は特に西部地方にては極めて多額なり。一村落にても十五萬元を支払ふ所あり。かゝる地方は決して少からざるなり。耀州以北延安府に至る地方にては、阿片税は軍隊により、その軍事的の組織を支持するために計画されてゐる。然れどもコハ呉佩孚への忠義の爲にして、河南及びその他の地方にても彼に提供するものなり。それ等も亦多少阿片収入に負ふ所のものあるは明かなり。東部地方に於てはその土地豊饒にして罌粟の栽培に適し、従つてその生成は殆んど無制限に爲さるゝものなり。阿片の吸飲は大いに増加せり。阿片の販売及び精製は無制限に西安府附近の市街にて行はれ、人々は阿片の生産額は革命前当時の数字に近づきつゝ、ありと云へり。

惟ふに亦その為政者のみが非難を受くべきの理由も非ず。彼等は上長の監督によりて金銭と亦人夫とを要求せらるゝものなり。而して河南に於ける土匪の脅威は甚だ大にしてその被害多く、普通収入財源は杜絶せらるゝことあればなり。

北部陝西

延安府——「到る処罌粟畑にして、更に城門附近までも然るなり。余は西安府より潼関への途中に於て、二〇〇名の軍隊によりて護衛されたる二〇台の大馬車の護送物に出会へり。而して尋ねたる所によれば、海岸地方へ下る政府筋の阿片なりき」

西北部陝西——醴泉県

「中華民國以来、本年は最も多くの阿片の栽培を見たり。以前は穀物に使用せざりし土地のみを罌粟栽培に使用したりしに止まりしも、現在にては然らずして、人民は穀物を栽培すべき土地が必要なるに不拘阿片を皆栽培せり。余

は支那人に何故なりやを問ひしに、彼等は阿片を栽培する方が多くの利益を得るが為なりとした。農夫の利益は税金を集める者達の利益、コレ従つて悪魔ども等の利益となるものなり」

英国の一言教師は English Baptist Mission は、一九二五年五月の会合に於て請願書を省政府及び、万国拒土会を経て中央政府の執政に呈出して、阿片栽培の強制により彼等の土地の十分ノ三が徵発され居たるを免除せんことを請へり。租税は罌粟を栽培すると否とに干らず一畝に付十五元なり。而して支那人耶穌教徒は、教会の規則によりて阿片の栽培を禁止され居れば、他の如何なる穀類に対しても租税を徴すること能はざることとなり居れり。右請願書は指定せる如くに、此の強制的栽培は「宗教の自由てふ所の原則を破壊するものなり」

十五 江蘇省

本省にては罌粟の栽培は行はれず、然れどもその取引に至つては無制限に行はれ、微々たる村落に至るまでも一般に吸飲されつゝあり。

本省に於ける評判は一に上海に於ける阿片及び麻^マ睡^ス劑に集中さる。即ち一九二三年以上の増加を示せる証拠明かなればなり。密輸入は極めて盛に行はれ、その言葉は愉快なるものと認めらるゝに至れり。その取引は組織化されて、その干係者は社会の各階級及び官吏を代表せり。警察は一九二四年中多数の没収を為したりしも、その力には又限りあるものなり。外国阿片は海岸に上乘されて、支那産阿片は陸路及び諸方面より警察及び税関の眼を掠めて入来れり。

その取引の大規模なることは下の事項によりて察せらる。即ち一内閣員は余に報告して曰く、

「上海の戦争は阿片収入を中心として起れり。その額は年々数十万元に達すと」

上海、福建及び青嶋に在る支那海軍は、その収入を増加せん為に一大阿片団アヘンとなり居る由なり。支那新聞によれば、林將軍 Admiral Lin 一九二四年に於て四、〇〇〇、〇〇〇元の利益を得たりと。上海の新聞によれば、内地諸省より毎月半噸の阿片が支那郵政局より入来ると宣べり。一九二四年上海にて価額一、〇〇〇、〇〇〇元の没収されたる阿片及び麻睡劑マドールが焼棄せられたりと。

新聞の報ずる処によれば、一九二四年に於ける上海の阿片売買にて六、八〇〇、〇〇〇元の利益を得たりと。

二、〇〇〇箱の土耳其及び印度阿片が、一居留地に於て密輸団の手によりて運搬されつ、ありしと報ぜられたり。

今現に上海にて起り居る訴訟は、価額一、三〇〇、〇〇〇元の阿片に干係せり。該阿片は原告（西班牙人）によれば「コンスタンチノープル」より捕塩に輸送されたるものにして、汽船が上海沖にて支那人の団体より引渡されたるものなり。

上海の麻睡劑——一九二四年中海関は、約五、五〇〇オンスの「モルヒネ」及び「ヘロイン」並に五、〇〇〇オンスの阿片が独乙より来りしものを没収せり。

最近の上海の裁判に於て法廷に出されたる信書は、独乙の会社に対して五〇〇封度の「モルヒネ」の安着を感謝し、尚将来も自由に繰返して行はる、ことをも希望せり。上海はその禁制品たる各種麻睡劑マドールの一大交易所たり。

南京は「モルヒネ」丸薬製造の最大中心地たり。一九二四年海関により四回に没収されたるものは、各一〇、〇〇〇個の「モルヒネ」丸を有するもの一五七罐に上るとの報告なり。南京より数哩を距る鎮江港にては、一〇、〇〇〇

○個人入りのもの二二〇鐘没収されたり。若し各此等の丸葉の中に半「グリーン」宛の「モルヒネ」を含有するものとせば、或る外国より支那へ輸入されたるもの約五、〇〇〇オンスに上ること、なるものなり。

十六 安徽省

一九二三年に於ける多量なる栽培、及び馬將軍の命令及び法令の下に行はれたりし阿片の専売は、一九二四年に於ては漸次制限せられたり。万国拒土会安徽支部の活動、及び教育、農業、政治聯合会の中央政府に致せし多数の請願書の為に、省当局はその専売及び栽培強制を継続することに不可能ならしめたり。一九二三年、本省の五分ノ一は罌粟栽培せられ、地租、運搬税、印税並びに吸飲処及び烟燈の特許税は三、〇〇〇、〇〇〇元以上に上れり。督理は弾劾され、中央政府は嚴重なる禁圧令を發せり。

一九二四年春、督理は罌粟駆除を命令せり。その調査委員は派遣され、拒土会支部も各調査委員に二名の委員を随行派遣せしめたり。彼等の調査によれば、阜陽地方に於ては罌粟は約その八割まで撲滅せられたりと云へり。Hofeiの通信者は曰く、

「昨年は全県に亘つて罌粟は盛に栽培せられ、督理は約二〇〇、〇〇〇元の阿片税を徴収したりしも、本春余は徒歩にて一五〇里を旅行したりしも、罌粟畑は一つも見ざりき。之に対する信用は、徹底的に禁圧を決定せる新らしき知事の仕業によるものなり」

亳州——本春は数エーカーの罌粟畑が耕作されたり。

南宿州——阿片の小売商へ一ヶ月六元、卸商は十八元課税せらる。軍憲は通過証を發行して城門及び停車場に於ける検査以後は荷物の通過を免除せり。当地及び附近には多量の阿片は存在せり。

督理の免官後は、阿片は個人経営の傾向を帯び来れり。東部よりは河南を経て、西部より及び南部よりは長江に沿ひて本省へ持込まれ、多量に新占領軍の爲めに移動しつゝあり。

十七 河南省

一九二四年、河南省長 Li Chi-Chen 將軍は、吳佩孚元帥に対せし覚書中に述べて曰く、

「数十万個の「モルヒネ」丸が毎月河南に運輸されつゝあり。丸薬は安く、河片の高価なるの結果として、貧民は大いに苦しめり。政府は丸薬製造者及び販売者を捕縛したる時には之を射殺することを勧告せり」と。吳佩孚元帥はその請願を裁可せり。

吳佩孚の指図に従ひて三四名の丸薬製造者と多数の販売者とが Chiao Tso に於て捕縛せられたり。彼等は死刑執行の爲に省長の処に送られたれども、その執行されたりとの事實はなし。吳佩孚元帥は罌粟栽培に対して、及び之を命じ又は奨励せし県知事に対して、嚴重なる命令を發せり。然りと雖も賄路をとりて栽培を許可せりとの行政者が死刑に執行せられたりや否やは吾人は之を知らず。新聞(支那)紙は眞実なりと伝へり。更に鼠の如くに逃れる行政者は他に多数ありとも伝ふ。吳佩孚の命令は本年末罌粟を一般に刈取らしめ、その結果として罌粟も穀類も亦失はれた。随つて本年は栽培は減少と見積られて居る。

中部河南、鄭州——此処に罌粟の栽培はなし。河片は広く用ひらるゝも、それは陝西より輸入されたるものなり。若き店員達の間には流行しつゝ、あり。

「洛陽人」Lao Yang Jen てふ有名な土匪の頭目——彼は一年余前に数名の外国人を擒にせり。彼が軍隊へ任命されて以来、時運彼の味方に急なる為には阿片に耽溺せり。而して今や彼の健康は甚だしく害せられたり。

北部河南、武安県——武安及び涉県には罌粟はなし。当地には大いに流行しつゝ、あるは「モルヒネ」丸薬の取引の中心地なり。

道口県、Tao Kow Hsien——Hsun 県及び滑県の二地方には栽培はなし。

Hwaiyan Hsien——栽培は前年に比して著しく減少せり。栽培者は昨今の如く争乱の時代には大いに悩む。〔特典〕Privilege Taxes は利益が労費を償はざるに至りてより重くさせられたり。罌粟は当地方の穀類の約三%に相当せり。

彰徳——当地方には罌粟の栽培は見られず。今や社会は土匪の圧迫を暗示してゐる。(?)

南部河南、Sheki Chau——T'ang Ho, Fang Cheng, 南陽、泌陽、舞陽等南部河南には本年は罌粟は栽培せられず。昨年(一九二四年)春阿片禁圧局当市(Sheki Chau)に設けられ、大規模の栽培が奨励せられ、一畝四元の割にて税を課せられたり。その後栽培禁止の命令来り、局長はその集めたる資金を捨て、急遽逃走せり。農夫は早速に罌粟を刈取りたり。而して昨年の経験によれば、本年多くのものが播種を試みんとは想像するを得ず。

然れども多量の阿片が消費されつゝ、あり。右の阿片は督弁 J. 將軍により陝西より来りしものなり。一時に数台の車にて着荷し、Mr. K'ong Fan Chang によりて販売の為に分配せられたり。西部河南山嶽地方よりも少量のもの

来れり。多くは軍隊士官の間に吸飲され、匪徒も亦大なる消費者なり。凡べて身受金は阿片をも含めり。

西部河南、浙州^①——一九二四年の春は多量の阿片は栽培せられ、百姓は余儀なく小麦を引抜きて之を強制せられたり。後に至り此の命令は取消され、百姓は何れの收穫をも得る能はざること、なれり。

内郷——昨年は大規模に栽培せられたりしも、本年は禁止されたり。二人の百姓は阿片栽培によりて県知事より死刑を執行されたり。

十八 熱河

阿片栽培期(夏)に於て、一外人の通信によれば、

「基督教徒に属する土地以外の罂粟栽培に適する地は悉く阿片の栽培あり」と。

外交部を経て万国拒土会へ Wang Hui-Ching 將軍は、従前と全じく今後も阿片の栽培を禁すべく最善の努力を爲しつゝあり、為すべしとの宣言ありしにも拘はらず、他の外人の報告によれば次の如きの状態なり。

「罂粟を栽培せる地は只そを收穫すべき勞力が或は不充分ならんとの心配あるのみ」と。

土地には一畝に付七弗を課せらる。皆將軍の収入となるなり。然れども七月までに他の外人通信者は報じて曰く、

「土地よりは已に四〇元を支払ひたれども、その收穫期には更に要求される見込なり。地方人民は全く多くの阿片を吸飲せず、彼等は只之を販売するのみなり。」「王將軍の下にある東部熱河に於ける租税は、一、四〇〇、〇〇〇元^②に達せりと評価されたり。極めて盛んに栽培せらるゝ、処よりして、支那人は好く好く悦び居れり。人民は死

物狂ひになつて之を栽培しつゝあり」と。

熱河の阿片は一部は奉天に売らるゝも、その大部分は北京に到るものなり。

当管区は目下張作霖元帥の下にあり。本年は多少の減少を見たり。如何となれば昨年之の戦争に於て逃亡せる直隸軍兵卒は、その発見せる阿片を全部掠奪し、本年は又奉天軍の兵卒が家屋を搜索し、更に人民を撲打してその所在を白状せしめたるが為なり。人民は昨年之の損失を償ふ為に、本年は栽培を許可せられたりと伝ふ。然れども彼等は兵卒共の以前の処置を見て容易に信用せず。

一九二五年五月、阿片の栽培は正にその時期に入れり。昨年よりは本年度は約五割の増加播種を見たり。

万国拒土会は、張作霖將軍及び支那内務部に抗議を申込みたり。熱河は北京よりは石の届く所にあり。而して昨年之の巨額なる産額は、大部分は当市に搬入せられたるものなり。

十九 満州

一九二四年の一通信者は曰く、

「吉林の北部露領との境界線に沿ひて、その地方にては見渡す限り罌粟栽培せられ、就中東寧県に於て然るを見る。Suifu 人は阿片の栽培以外その實際に於て他の仕事を知らず」と。

然れども Chu Ching-tan 將軍が中東鐵道の長官として來任するや、東北、西方及び東方地方の罌粟を速かに根絶すべきの命令を發せり。右は軍隊によりて有効に行はれ、山東及び直隸より大量の阿片收穫を為さんの目的にて到着

せる八〇、〇〇〇人は働く事を得ず、遂に郷里に送還せらるゝこと、なりたり。Chu 將軍の如き人物は決して多からず。

今尚浦塩港で多くの阿片及び「モルヒネ」が発見さる。ハルピン及び長春は之等薬劑の一大中心地たり。而して大連に出来る阿片は、その少なき租界内にては吸飲さるゝものに非ず。

第三章 「モルヒネ」及び其の他の麻睡劑^{ママ}

北京万国拒土会が、その發行せる「Panfrett」の表紙に於て「Amusement Menace」と大書せるが如く、支那民衆の頭上に至らんとする一大脅威は、實には「モルヒネ」及びその他の麻酔劑なり。

今や支那に於ける「モルヒネ」耽溺者が非常なる速度を以て増加しつゝ、あることは明かなる事實なり。而して支那自身は麻酔劑を製造するに非ず、悉く外国より来るものなり。即ち全部の「モルヒネ」「ヘロイン」及び「コカイン」は外国より輸入さるゝものにして、支那に於て没収されたる麻酔劑は悉く海牙阿片會議に於ける條約調印書^{調印書}より来りしものにして、而かも一九二三年及び同二四年間に於て合衆国及び英国は一オンスも没収を見たる事なき状態なり。そは後に統計によりて示す所により明かなれども、若し支那にして外国よりの麻酔劑輸入を防止せざれば、數年にして阿片に非ずして「モルヒネ」の爲に支那はその禍根ちふ一大問題を誘起するならん。

阿片吸飲者を救ふの望みは全然なきに非れども、「モルヒネ」及び「ヘロイン」耽溺者に対しては實際上何等の方

法もなきなり。而かも支那に於て二万以上の耽溺者は存在せるものなり。

来るべき問題は何であるか(？)。万一支那にして麻酔剤を防遏し得ずとせば、寧ろ支那に取りては阿片を支持する方賢策には非るなきか。只吾人は時の経過によりてのみその結果を俟つのみなり。

以下、支那に於ける麻酔剤の概略を知らんがために、北京万国拒土会の発行せるパンフレット、*Morphine and Narcotic Drugs in China. Bulletin Vol. V No. 1 February 1925 published by the International anti-Opium association, Peking* より抄訳して之を左項以下に於てその紹介を試みんとす。

「ゼネブ」に於ける麻酔薬会議之失敗

「ゼネブ」の阿片及び麻酔薬会議は、殆んど三ヶ月間継続したる後、医術及び科学上の用途にのみその生産を制限すと云ふ主要問題に於て失敗決裂せり。唯その極東に於ける専売制が多少共組織的に支配せらるゝ事となりたるのみにして、麻酔剤界の凡べての事柄は依然として旧の如し。此の悲しむべき決裂の原因を探究する事は吾人の目的には非れども、その事實は上述の如くにして、本問題に対する無慈悲なる冷淡さにその望みの綱も地を絶たれたり。今や吾人は英国及び米国に於ける輿論の喚起を俟つのみなり。

本「モルヒネ」報告書は該条約の決裂前にその作製に取かゝりしものなれども、輸出入証明書聯盟即ち *League Export and Import Certificate* 議定書の失敗に鑑みれば——右は少くとも二十個国の締盟国の反対が予想されておる。——何等かの生産制限が議定さるゝものと吾人は希望し居たりしものなり。若しもその生産にして制限せられざれば、議定書によりその制限は無効なり。その証拠は、一九二四年支那の四開港場に於て一一、六一二オンスの麻

酔剤が日本、独乙、及び瑞西人より没収されたる下述するが如き詳細なる報告によりて明かなる所なり。

吾人は麻酔剤専売制を推奨す

本拒土会の状態はその開設以来発動せず。吾人は生阿片及び精製阿片に対する専売に反対しつゝ、あると異り、「モルヒネ」及び麻酔剤に対して政府の専売制を大いに主張するものなり。

「モルヒネ」は各国とも必要なものなれども、阿片の吸飲は然らざるものなり。

麻酔剤に対する吾人の政策

今吾人の麻酔剤に対するの政策としては、即ち略次の如きものなり。

- 一、国家又はその監督によりて製造する事。
- 二、若し国家監督の下に製造せらるゝ場合には、一個以上の製造者に製造権を与へざる事。
- 三、政府の役人を工場に派遣せしめて、その粗製の状況にて入荷してより、精製品として搬出さるゝまで、凡べて麻酔剤を監督する事。その製造者は、毎日統計を作りて之を税務官吏又は海関官吏に示して、その検査及び署名を求むる事。「モルヒネ」及び類似の薬品は、その目的の爲めに隔離して建てられたる特殊の倉庫に凡べて之を收容して、帳簿を設けて凡べて倉入、及び倉出に干する事項を明細に記入する事。その倉庫は純然たる政府の監督の本に置く事。

四、その輸出及び輸入には、凡べて国際聯盟証明書の議定書に従ふ事。

五、分配監督組織は、その薬舗を漸次に国家経営の工場に帰せしむる様にする事。

六、「モルヒネ」及び類似の薬品は、政府によりてその異なる割合にて混合物となし、各包装には凡べて文字を附して、その調整を容易ならしむる為又数字を記入する事。

以上の内にて第四項を除き凡べての他の項目は、国際聯盟証明書以来それに合併したる他の数項と共に、六年前本拒土会により立案されたるものなり。右の条項を発表したる際、一提議を出すものあり曰く、「全国の法律を制作する為、並に世界の産額をしてその程度に減少制限するの必要上、暫時（暫く）に之を為さざる可らず」と。此の問題は今や国際聯盟に於ても提起せられたり。吾人は大体に於て薬用の為に世界の要する麻醉剤の量を知つて居る。而して最近の「ゼネヴ」會議に於ては、此の數量に生産を制限する事に関して永く論議を見たるものなり。国民的及びその經濟的猜忌嫉妬に対する合理的なる根拠が存在してゐたのである。即ち土耳其及び波斯は「モルヒネ」及び阿片を生産し、印度は吸飲阿片を生産してゐる。前者（土耳其及び波斯）は言ふ、若し印度より供給さる、処の極東の専売制度の下に所有さる、阿片の消費が減少せられざるにも不拘、何故に我々のみが我々の生産を制限せざる可らざるか？と。

国家に拠る製造

国際聯盟は、その報告によりて見る時は、何等麻醉剤の「国家による製造」に付きてその暗示をも与へ居らず。本拒土会は此の点に干して絶対的に急進的にあるなり。麻醉と云ふ事に付ては、過去十五年以来、仮令へそれが大部分の国民とは云ひ難きも、多数者への一脅威となつたのである。如何なる国民も亦此の事実を論議する事なく、彼等

の大部分は彼等自身を保護する為に嚴重なる規則を制定したるなり。麻醉劑工業に附隨する事実上の凡ゆる害毒は、蓋しその商業上の側より發生するのである。製造者より Four League に至る凡べての階級に於て、極めて大なる利益が得られるからして、如何なる監督計画も、それが如何に仮令へ巧みに工夫されたりとするも、必ずや多数の逃げ口を供へること、なるに相異なる。若しくは利益に貧乏なる所の人間によりて欺かれるであらう。

兎に角各大国に対して、自国の麻醉劑を國家の工場に於て製造すると云ふ事は不可能であらうか？その阿片の専売に干して國際聯盟に支へられたる論議は、同様に「モルヒネ」に付きて亦必要である。

最近の議定書によれば、阿片の専売は凡べて國家の専売たるべく、又阿片は強制的の販売を除く為に、一定の俸給を取る政府の代理人によりて製造、分配及び販売せられざるべからざる事となり居れり。然るに何故に「モルヒネ」につきては然らざるか。その理由は疑ひもなく次の事實に基くものならん。即ち、

阿片はその使用さるゝ量の多数なるが故に多額の収入あるも、薬用量に制限せられたる麻酔劑はその量は比較的の小なるを以て多額を支払はざるべしと云ふにあり。然れども仮令へ國家が製造せずとするも、國家は微細の点に至る迄完全なる政府の監督を以てせる輸入者たり、又分配者ならざるべからず。麻酔劑が商業機關の圏内より移動されると云ふ事は絶対に避けられざる所なり。商業は少しも利他主義なりし事なし。生産及び販売がその重大なる結果を顧みずして為さるゝと云ふ事は動かす可らざるの公理にして、こは全くの法則なり。国有化に対する現代の叫びの中、麻酔劑の国有化以上に如何なる良き国有の讓渡があるか。次の事は確かに真理である。即ち國家が自国の麻酔劑を製造するに要する費用の損失は、現在の防庄に要する経費の撤廢によりて十倍以上を益し、更に國家の製造業者を買収し、賠償金をも与へる事を得るなり。医術用の目的に使用さるゝ數量が少量であると云ふ理由に依つて製造を希望せ

ざる小国家は、大量生産国より購入する事を得。然れどもそれは政府対政府の取引たらざる可らざるなり。

製造者の監督

麻醉薬の政府専売に失敗するも、製造者は多数ならざるを以て、此の製造者を国家が取締ると云ふ事は極めて簡單なり。

過去五ヶ年間に支那に於て没収されたる麻醉剤の貼紙によりて之を判断するに下の如し。

日本	製造者数	一三
独乙	〃	五
英国	〃	二
瑞西	〃	三
仏国	〃	一
米国	〃	六

右の数は正確なりとは言ひ難し。例へば日本には僅かに四名あるに過ぎずと称す。従つて他の九名は我々の有する貼紙使用者なるが、単に卸売商たるに過ぎざるが如し。而して最も多く之を見積るも三十軒の麻醉剤製造工場はあり得ない。従つてそれ等を監督する事は確かに可能である。その結果は国家の専売と殆んど同一の事となるであらう。

支那に於ける「モルヒネ」専売の暗示

一九二四年八月、支那新聞によれば、支那政府の意圖は麻醉剤の使用を管理するにあり。生産管理に非ずして、支那にて医療に要する全量を毎年一度に多量に購買し、それを政府の倉庫に保管し置き、登記を為したるもの又は権利を与へられたるもの、みが販売すると云ふにあり。我が拒土会は過去数年間、此の問題に付きて強硬なる建議をなし、今や支那政府は間もなく此の方面に於ては世界を指導するの地位に立たんとするの希望あり。尤も近く本問題に干する条約の改正を要するものなり。

一九二三年に於ける一部の試ミ

支那は一九二三年、上海に於ける麻醉剤の支那人輸入商及び販売者を登記、及び特許局を通じて取締りを設けんと試みたり。然れどもその規則の余りに煩雜なると、その機関の複雑なると、地方の反対の盛なりしとにより、此等有益なる改革はその寿命僅か数ヶ月にして廢されたり。

然れども右は單なる監督の機関たりしに止まり、昨年暗示されたるものとは全然に異り、又政府専売とは何等干係のなきものなり。専売は簡單に行はれ、供給は容易に制限せられたであらう。斯くして一の中央倉庫が国の正当なる必要（一）販売なつて来たのである。

世界に於ける「モルヒネ」及び「ヘロイン」の生産額

極く最近に於て五大製造国が全部国際聯盟へ報告書を提出したのは一九二二年である。一九二二年に於ては多少の变化を見たり。即ち英国は二倍の製造をなし、日本は約半分、米国は約二十分の一、然るに瑞西及び独乙は報告を為さざりき。

国家に干係なくして一九二二年に於ける世界に於ける全産額は即ち次の如し。

「モルヒネ」六三、〇〇〇封度 「ヘロイン」二二、〇〇〇封度

麻醉剤及び其の効果

「モルヒネ」

「モルヒネ」は阿片の「アルカロイド」であり、而してその量は阿片の品質によりて異なる。

支那産阿片は約六%を含有す。

印度産阿片は約八乃至一〇%とす。

波斯及び土耳其産阿片は約 $\frac{1}{4}$ 乃至 $\frac{1}{2}$ グレインを含む。医術用に用ふる場合は一服は $\frac{1}{4}$ より $\frac{1}{2}$ グレイン、皮下注射に用ひらる。

西洋に於ては普通皮下注射がその耽溺法なるも、支那に於ては丸薬として之を飲み込み、又は丸薬として煙草につめて吸飲さる。

西方諸国に於ては耽溺者の一日の使用量は四グレーンから五十グレーンの間である。最も多量なるものは一日に一八〇グレーンを用ふるの例もありと。支那に於ける一日の使用量に干しては何等の通信なけれども、毎日一打宛の丸薬を飲むものは一オンスの阿片を吸飲すると同一の効果を得、而もその価格は二十分の一なり。

「モルヒネ」の効果

「モルヒネ」は主として最初は中脳の組織を興奮せしめ、然る後之を衰鬱せしむ。少量なる場合にはそれは気持よき安静状態を齎らし、その責任観を無にし、自己満足と充足とを感じ、不安及び悲哀を忘却せしむ。多量に用ひたる時は睡眠を伴ふ。此の状態が経過したる時は各人は原の状態に回り、一層に烈しき不安はヒカ圧憤と感ず。従つて此の事は常用を余儀なくせしむるものなり。

最少量以上の量を習慣的に常用する時は、その耽溺は倦怠を覚え、精神の麻痺を起し、その全軀の衰弱を起し、瘦衰、食欲減退及び智的能力の一般的衰退、その証拠として統一性を失ひ、健忘性となりて表はれるが——等に付経験する。

「モルヒネ」は丸薬として嚥下さる、時は、注射せる時よりも量に於て大いにその効果を減ず。

「モルヒネ」を用ひざるの人にとりては、一グレーンの皮下注射は死に至らしむると云はれてゐる。三〇グレーンを毎日使用する習慣の耽溺者は、「モルヒネ」によりては直ちに死するが如き事はない。一般には衰弱せる組織の内、部より発生せる病氣によりて死亡す。即ち肺炎、日射病、及び不潔なる皮下注射用針及び殺菌せざる液によりて起る所の敗血症によるのである。

投薬の量を増加するの傾向は、阿片の場合よりも更に大なり。最初の興奮が大なれば大なる程、後に来る憂鬱も亦

増すものなり。

精神状態は非常に悲觀的となる。特に次の一服が愆しくなり始める時に於て然るを見る。毎日少量宛を用ふる時は、意思の力(意志)によりて数年間その用量を維持する事が出来る。彼はその仲間と見分けが付かぬであらう。彼は元來望みなき虚言者でもなく、道德の破壊者でもなく、悪徳に没し終つた動物でもなければ、更に端正と名譽とに対する意識を全く失つたものでもない。只彼の麻醉剤が愆しきがために屢々不義漢となるのである。然れども彼の肉躰上の苦惱の慰安を求めんが為には、凡ゆる虚言を吐き、盗みもやり、又遁口上(口上)為に屈從しなければならぬのである。

此の病氣の犠牲者の中には、高き道德と智的能力とを有したる多くの例があるのである。然れども突然の剝奪に遇ふや、彼等の不幸を慰せんとして大罪をも暴行をも敢えて犯したのである。

「ヘロイン」

「ヘロイン」は「モルヒネ」を acetate chloride を以て化学的に処理して之を製造す。

八封度の「モルヒネ」は十封度の「ヘロイン」に変成せしむることを得。「ヘロイン」は「モルヒネ」よりも三倍の強度を有す。皮下注射用の一服は $\frac{1}{12}$ 乃至 $\frac{1}{16}$ グレーンである。その耽溺せるもの、用法は、「ヘロイン」のみ又は「コカイン」と混じて鼻の中に入れてかぐものなり。

「ヘロイン」の効果

「ヘロイン」は麻醉剤中最も悪性のものなり。身体特に消化器官に対して「モルヒネ」の破壊的要素を全く含んで居らぬ。「モルヒネ」の三倍の強さを有するが故に、少量を服用するも尚充分の効果を表はす事を得、それは多く鼻の上にて嗅ぐ事によりて用ひらる。故に皮下注射器を要せず。「モルヒネ」程強くは眠を催さしめざれども、その肉躰

への効果は更に大なり。それは人格を誇らし、仕事に対する能力の観を強め、欲望を増し、元氣付け、無暴ならしめ、反省及び責任感を減退せしむ。それは犯罪的薬剤である。何となればそれを服用する時は何事も不可能なるもの非の結果となり、大犯罪に關して何等の意識もなくなつて仕舞ひ、その結果如何の考慮も無くなり、従つて大犯罪をも単なる此事と思ふが如き冷淡なる大胆を生ずればなり。

「ヘロイン」は害薬にして、その製造者に対しては何等の理論も存せざるなり。そは当然國際的行動によりて禁止されざる可らざるものなり。

米国の「ヘロイン」の禁圧

合衆国は一九二四年六月七日、議會を通過せる法律によりて「ヘロイン」の製造を禁止せり。その他の国は國際聯盟医学小委員会より此の禁止は世界的に為さるべき旨の勧告を受けたるに干らず、今の所は米国の例に倣ひしものなし。

「ヘロイン」の使用は支那に於て増加しつゝあり

海關の没収額より之を推察するに、最近二ヶ年に於て多量の「ヘロイン」が支那に輸入されつゝあり。それによるに、一九二四年に於て次の四港にて没収されたる二三中の一六は「ヘロイン」なりき。十三回の没収せる「ヘロイン」合計二、〇〇〇オンス以上日本より來りたり。而して没収されたる総額は「モルヒネ」と「ヘロイン」と殆んど同量を示せり。

一九二四年中四港に於て海関により没収されたる麻酔剤

天津

「モルヒネ」	二、六四〇オンス	日本船舶
「ヘロイン」	四八	日本
「モルヒネ」	六〇	〃
「コカイン」	六四	〃
「ヘロイン」	八八〇	〃
「ヘロイン」	三〇〇	〃

上海

「ヘロイン」	三五二オンス	独 乙
「モルヒネ」	一七四	〃
「ヘロイン」	三五一	日本船舶
「モルヒネ」	一、九〇四	独 乙
「ヘロイン」	一、〇〇〇	独 乙船舶
「ヘロイン」	七五	日本
「モルヒネ」	一、六九二	独 乙

「ヘロイン」 二二オンス 不明

青嶋

「ヘロイン」 五五オンス 日本

「ヘロイン」 八三〃

「ヘロイン」 八三〃

「ヘロイン」 一六四〃

「ヘロイン」 八三〃

「ヘロイン」 五五〃

「ヘロイン」 五五〃

哈爾賓

「メコニコーム」 六〇オンス 独乙

「ヘロイン」 五九二〃 瑞西

「モルヒネ」 一〇〃 独乙

「コカイン」 一五〃

以上四個所合計 一一、六二二オンス

独乙より 五、五〇七〃

日本より 五、五二三〃

瑞西より

五九二オンス

以上

日本と麻酔剤

支那に於ける麻酔剤取引に関して、吾人は日本に対して大なる注意を促がすものなり。それは日本が近く存在し居るが為なり。即ち日本は、数個の輸入港に対するその監督、及び海関並びに警察によりて没収されたるその禁制品に対して、今少し注意を与ふべきなり。隣国なるが故に吾人は、日本に対して寛大なる処置を許し難きなり。それは近く存すると云ふ事が斯く要求するもの也。吾人は敢えて委員会に於ける日本代表の宣言又は意嚮を論議するものに非れども、その地理の事実が不本意ながらも余議なくせしむるものなり。吾人は一九一一年以来麻酔剤の製造及び輸入が大いに減少せられたりとの日本の宣言を氣持良く享けるものである。然し日本が国内消費に必要な量を数回尚生産する以上は、日本は麻酔剤を輸出せざるが為に当然国内より漏出せざるべからず。(一九二三年の日本税関報告には、真に無視し得べき量なるが、合計二十封度以下を示して居れり)そが支那に漏出すると云ふ事をば、誰もが否定する事は出来ぬ。何となれば一九二四年に約三五〇封度近くが海関によりて没収されたるは明かなる事実なればなり。而して北支那の諸都市に於ける警察の没収より之を判断するに、右の量は数倍とられなければならぬと思ふ。

倫敦製造者よりの信書

倫敦「モルヒネ」製造者よりの最近の來信によれば、その中に次の文を含めり。

支那の阿片調査

「……数百箱の阿片が波斯より日本へ輸出されたり。それ等は日本に於て「モルヒネ」に製造せられ、その後薄霧の中に消え失せたり」 Vanishes into Thin Air 云々。

“The Japan Weekly Chronicle” の論説

「該薬品は日本へ輸出されて後、皆目行衛は不明となれり。右は輸出明細書に記載されて居らず、蓋し支那にて販売せられたるなり。此の大取引の取組まる、の経路にして暴露せられざるの間は、日本に於ける大商人の販売方法を知る事を得ざるなり。麻醉剂密輸の為に時々火夫や汽船の賄方等を逮捕するも、そは単に一大問題に較ぶれば針の先でつきたるが如きものなり。斯る人間は實際に於て全く大量の公然と輸入されたる正当の委託品の取扱を為すものに非ず。吾人は未だ嘗て次の如き暗示的なるの事実を聞きし事なし。即ち日本政府の当局は、大輸入商に対して、彼等が如何にしてその輸入品及び製造品を処分するかに付きての事柄を報告せしむべしと。而かも如此簡單なる要求でさへも、取引の全般を暴露せしめ、少くとも当分の間はそれをして有効に禁ずる事を得ると云ふ事である。知識なきものと雖も、極めて容易にその間の消息を想像し得るのである。各地より憤慨してそれを否定するものあれども、麻醉剂が大部分は神戸及び大坂に於ける大倉社の倉庫より出でて、不法の通路を経て支那に至ることは動かすべからざるの事実なり……」

“The Japan Weekly Chronicle” の他ノ論説

去年 The Japan Weekly Chronicle は報云つて曰へ、

「浦塩新聞の報ずる所によれば、東京にある一日本会社は価格一、〇〇〇、〇〇〇円約三〇、〇〇〇匁の「モルヒネ」及び「コカイン」を独乙より神戸へ密輸入せんと企画せり。此の企画は神戸に於て失敗したれば、該貨物は大連へ輸送されたり。然れども此の密輸入は再び該地に於て失敗せり。その後該貨物は神戸へ運搬する為に汽船共同丸 S. S. Kyodo Maru により浦塩に運ばれたり。該会社社員イノの一人が脅取財せんとして失敗し、依つて此の仕事は暴露するあるに至れり」と。

青島に於ける麻醉剤

青島に於て一九二四年七包の「モルヒネ」及び「ヘロイン」が当地に上陸せし一日本商人の手荷物中より没収せられたり。該包は有名なる一日本会社の商標を有する一五五オンスの「モルヒネ」及び四三〇オンスの「ヘロイン」なりき。

他の日本人密輸入者は、そのポケットに有する価格一、〇〇〇元の「モルヒネ」を日本汽船より陸揚せんと試み、上陸せる所を青島警察の網に揚げられたり。該「モルヒネ」は三十個の別々の梱に造られりたりき。

北京に於ける麻醉剤

一八〇封度の「モルヒネ」が一九二四年中北京の一薬店にて没収されたり。新聞によれば該薬店主は上海秘密結社の会員にして、その会員たるの資格を得るために五〇、〇〇〇元を支払ひたりと。「モルヒネ」は一封度四〇〇元の低き価格にて売られたり。而して澳門はその輸入港なりと称せられたり。

北京に於ける「モルヒネ」の焼棄

一九二四年十二月の末に於て、一ヶ年間に警察によりて没収されたる麻醉剤は、農壇にて公衆の眼前に於て焼棄せられたり。没収されざる阿片は只二〇〇封度の少量に過ぎず、而も小さき梱に入れられたり。そは明かに鉄道駅に於て、旅客の荷物中より発見されたるの証拠なり。「モルヒネ」及び「モルヒネ」丸薬は極めて多く、その内容は次の如し。

一、純粹なる状態の「モルヒネ」七〇〇オンス

二、丸薬製造用として準備されたる麦粉と混ぜる「モルヒネ」の二ポンド乃至三ポンド入りの罐に対して数オンス宛の異なるもの一、一〇七包

三、「モルヒネ」丸薬、一〇、〇〇〇個を含有するもの二八袋、及び壞れたる丸薬の量目方にて二五〇オンスのもの

青嶋に於ける「モルヒネ」の焼棄

一九二四年に於て次の麻醉剤没収品焼棄されたり。

「モルヒネ」 一、四七〇オンス

「ヘロイン」 四三〇 々

「モルヒネ」丸薬 八〇二 々

以上

商標の添付なき麻醉剤

最近二ヶ年間に支那へ輸入されたる商標の添付なき麻醉剤が大いに増加を見るに至りしは、その發覺を恐るゝ、為なるか、又は単に証跡を隠さんと試みるのであるか？ 製造者がその商標を添付せずして麻醉剤を供給するのであるか、又は密輸入者がその商標を剥ぎ去るのであらうか？ 海関によりて為されたる没収品は、悉く詳細に國際聯盟支那政府及び当該干係国北京駐在公使へ宛て本会より報告せらるゝが故に、恐らく密輸入者は凡べてその供給元の記号を取り去る方が賢策なりと認めたるが為ならん。

次の四項を特に利用する。何となればそれ等は一ヶ年間に天津及び上海にて没収されたる七、九五〇オンスの「モルヒネ」及び「ヘロイン」に相当するが故なり。而してその物価は只分析によりてのみ發見され、その原産地は只没収の行はれたる船舶の国籍によりてのみ推定し得べきのみ。

独乙船より一、〇〇〇オンス入りの「ヘロイン」四〇罐、薬名及び製造者の称号なし。

独乙、日本及び瑞西よりの九回の没収品中に約四、〇〇〇オンスの麻醉剤あり。その中に六〇オンスの没収一回のみ、薬品及び製造者名に干する商標ありしのみ。

天津に於て日本船よりの二、六四〇オンスの「モルヒネ」は、薬品名並に原産地に干して商標の添付なかりき。
上海に於て日本船よりの三七一オンスの「モルヒネ」は、薬品名及び製造者名の商標なかりき。

他の商標を添付せる麻醉剤

他商標の張換は、商標剝去と共に禁制品の取引に於ては凡べては自然の成行である。数ポンドに過ぎざる少量のもは、一般薬品又は化学用薬品の大貨物中より検拏さるゝと云ふ事は極めて困難なる事に属せり。

砂利塩に混視さるゝ「モルヒネ」

二ポンド位の「モルヒネ」を一〇〇ポンドの重量の函の中央に入れたる場合は容易に検査し難し。只函数の多き場合にのみ疑が生ずるのみにして、斯る方法は支那に於て行はれたる事あり。

「アスピリン」に混ぜる「ヘロイン」

密輸入団——何となれば製造者又は卸売商は、小売人とその契約を結びて行動するの必要あればなり。——は時々その貧乏なる処より失敗す。例へば独乙より日本汽船によりて一、二二〇ポンド入りの Acid Acetyl-Salicylic (Aspirin) の罐を上海に輸入せんと試みたるものに於けるが如し。半噸の頭痛薬に嫌疑のかゝり、該「アスピリン」は分析の結果「ヘロイン」なりし事判明せり。該商品はその価格は丁度二五〇、〇〇〇元なりき。我々は特別の許可を経て、海関検査官は一〇〇、〇〇〇元の罰金を提供せしめて、それを通過せしめてたり。

曹達に混ぜる「モルヒネ」

三〇〇封度の「モルヒネ」及び「ヘロイン」が日本汽船淡路丸より青嶋に於て没収されたり。麻醉剤発見に殆ん

と本能的技倆を有する一検査官は、方塊の硫酸曹達を含有する百ポンド入りの鉄罐の大貨物に疑をかけ、曹達塊を壊したる所「モルヒネ」及び「ヘロイン」がその中に包まれて居たるを発見せり。

単寧酸に混ぜる「モルヒネ」

現在尚ほ英国の監獄に居る有名なる日本人密輸入者宮川なるものは、単寧酸としての貨物の商標を附して五〇〇ポンドの「モルヒネ」及び麻酔剤を漢堡及び瑞西より東洋へ輸入せんと試みたり。倫敦裁判所の判事の審問により白状したる所によれば、宮川は資本金数百万円を有する世界的麻酔剤大密輸団の代理人の一人なる事を述べたり。

「ナフタリン」に混ぜる「モルヒネ」

上海税関長より下記の通信に接せり。

拝啓

一九二四年十二月二十九日附貴輸正に拝誦致し候。御来旨によれば国際聯盟へ報告の為、最近上海にて没収されたる麻酔剤の件に付詳細に亘る説明御需めの赴、今茲に不取敢汽船 Oidenburg 号より没収されたる三五九 $\frac{6}{10}$ オンスの「ヘロイン」並に一〇 $\frac{1}{4}$ ポンドの「モルヒネ」に付き可及的詳細に御報告申上べく候。

「凡てに G. Hamburg の記号を有する二四箱の化学用薬品が一九二四年七月十二日漢堡より汽船 Oidenburg 号により上海向きに輸送せられ申候。荷主は Akbengesellschaft Chemical Works, Berlin "J. I. Riedel" 御座候ひき。税関の手に入りし送状によれば、右の中にて六箱は Sungarian Pharmacy, K. & R. Goorvick, 47 Chinese

Street 宛に、残部の十八箱は Pauloff Pharmacy Suppliers (住所不明) 宛に送られんとしたるものに御座候。右品を上海にて引留め検査したる所「」酸、塩化「アンモニヤ」「タルカム」丸及び「ナフタリン」を含有せること発見せられ候。「ナフタリン」片の五國には「モルヒネ」及び「ヘロイン」は無之候いしも、残部十九國には「モルヒネ」或は「ヘロイン」の罐が一八國には一個宛、残りの一國には二罐薬品中に含まれるたる事発見され、該「モルヒネ」及び「ヘロイン」は Riedell Berlin なる荷主の商標が貼布されあり候ひき。麻酔剤の包装の事情より之を察するに、右荷主は該薬品が不正に支那へ輸入されるものなる事を知り居たる事は明に御座候云云

焦没食子酸に混せる「ヘロイン」

最近に哈爾濱の税関当局によりて「焦没食子酸」なる商標を有する五九二オンスの物質が没収せられたり。右は一オンス余りの重量ある青色の小包に容れられ、黄色の包紙にて包装せられ、その紙上には、本品は「リューマチス」、坐骨神経痛その他凡べての関節の病氣に対して効能ありとの効能書ありき。その純粋なる事を証する為に、包紙の上にはその処方箋中に焦性没食子酸の成分の純量が印刷しありたり。それによれば「アスピリン」「枸橼酸、規那塩、酸化リチウム、及び澱粉を含めり。而して G. Kroner Bate (ロハ恐らくは瑞西人取カならん) の氏名が附せられたりき。

本物質を哈爾濱及び北京にて分析したるの結果、それは全く「ヘロイン」の水塩化物なる事が証明せられ、包紙の上に記されたるが如き物質は少しも含み居らざりし事が判明せり。

薬材を含む。然れども極めて少量にして、「モルヒネ」が主としての作用するものなり。而して右は治療の目的の為に非ずして、単なる習慣なるのみなり。支那の或都市に於ては、五十種以上の此等丸葉の見本が製造せられたりしなり。

「モルヒネ」丸の取引

長江の三港に於ける没収品の一例は次の如し。

蕪湖 「モルヒネ」丸 四、一五〇包

〃 二、〇〇〇〃

〃 四五〇瓶

〃 一八五〃

鎮江 一二〇罐（二罐一万個人）

南京 九二〃

〃 二〇〃

〃 五〃

〃 四〇〃

以上

山西と麻醉劑

万国拒土会山西支部の年報は最近に發行されたり。その九四頁に亘る浩瀚に亘る報告は、最も完全に該省に於ける阿片及び麻醉劑の状況を述べ居れり。閻錫山將軍を總裁に戴き、本省全官吏の協力により当支部は大なる賞讃に値すると同時に、彼等自身の為したるに非る而かも彼等の監督し得ざる状態に反対して孤軍奮闘せる事は、万人の同情をそゝるものなり。凡ゆる麻醉劑の徹底的の禁止が本省内に普ねく行はれてゐる。然かも陝西、河南、甘肅等の隣省に於ては無制限に生産せらるゝの状态なるが故に、阿片又はそれに破壊的なる「モルヒネ」丸の密輸入を禁絶する事は不可能なり。

若し閻省長及び本省にして「隣省なかりせば」麻醉劑の破壊よりの解放は容易に成し遂げ得たであらう。然し現在ノ処我々は大きな困難の下に成されたる成功の量に対して只慶賀を捧ぐるのみ。

右の統計は全省一一六県中六九県を取扱つてゐる。而して阿片及び麻醉劑の使用者、密輸入者、省政府療養処にて治療されたる人数に干する詳細は、県衙門又は該拒土会副支部より供給せられたるものなり。正直なる目的の為に閻將軍もその現状の俛を述べて、外面に表はれたる事柄により事実を多く見積り過ぐるが如き事を為さざらしめられたり。本省に於て組織せられたる禁止の有効なる程度を知りて、人は山西に於ける密輸阿片及び「モルヒネ」丸の使用数の多きに驚かされる。而してその制裁のなき、奨励さへ行はるゝ省に於ける耽溺者の数は、如何なる状態なるか想像する事は出来ぬのであらう。別文山西に於ける一地方例へば冀寧道の例をとるに、二八県に干する報告ありしに依るに、殆んど三六、〇〇〇人が耽溺者なる事が発見され、他方約一〇、〇〇〇人の取扱者が官の取締りを受けたり。本省

内にある各療養処の成績は、人の希望する程に大なるものに非ず。然しコハ居住者の大部分が「モルヒネ」丸製造者であると云ふ驚くべき事実に原因す。而して「モルヒネ」の供給が行はるゝ限り、他国に於ける調査によるに、七五%は殆んど全癒したる後と雖も尚旧の習慣に復帰するものなり。それよりは遙か多き歩合が雁門道内十六站の療養処に於ける一二、〇〇〇名の全治者より生じたる旨の記録あり。そは阿片のみ吸飲せられて、Chintan Pills は用ひられざるによるものなり。該報告は「モルヒネ」の取引は或る有名なる鐵道に沿ひて八方に拡がるものなりてふ有名なる事実を確めて居る。中部及び南部山西にては「モルヒネ」丸は阿片以上に好んで用ひらる。然るに北部に於ては殆んど阿片のみ用ひらる。右報告によれば、「モルヒネ」丸の使用は前年に比して驚く程に増加を示してゐる。此の傾向は絶対的破壊的なるものであつて、外国に於ける「モルヒネ」製造が医薬用の限度に制限せられざる限り、人々に阿片の吸飲を許す方、遙かに得策ならん。吸飲する煙は室内及び近隣に病氣を催ふすべき臭を以て充たすにより之を容易に検し得れども、「モルヒネ」丸の呑み降しは発見せられなく、従つてそは最も秘密的なる麻醉剤である。

六九県を代理する三道中に於て八〇、〇〇〇の耽溺者及び二〇、〇〇〇以上の取扱者がその年に取扱はれたり。而して此等の犯罪者を検挙するの法は本省監督官の大なる賞讃を受けたり。然れども阿片が隣省より山路を経て輸入する、限り、その防遏は困難なり。阿片禁圧の事業にしてその鐵道方面よりも売込まれる程「モルヒネ」丸は益々増加せり。而して過去七年間の状況によれば、結局は支那にして外国「モルヒネ」を除去せざれば（条約上制限）、支那はより少く破壊的なる阿片の暴飲を許す方遙かに良策なり。

山西中部地方と「モルヒネ」丸

山西には一一六県又は郷あり。而して我年報には六九県の詳細なる状況を載せたり。而れども余はその一例を示す為に、本省中央部の二七県に干する所の統計を示す事とすべし。

縣名	耽溺者数	取扱者数	阿片又は「モヒ」丸
和順	六六八	九五	大部分 chintan
遼原	八一	双方	双方
太谷	四二三	一五一	chintan のみ
榆社	一、三三三	五三一	大部分 chintan
平定	三、七三六	六九七	同
孝義	二、五〇二	五七八	々 阿片
壺関	一、五二〇	一四〇	々 chintan
崞嵐	三一	一一	阿片のみ
陽城	八〇	四五	大部分 阿片
中陽	八二二	一五四	大部分 阿片
交城	七二	四七	不明
沁水 Hin Sui	一、六八四	二五九	大部分 chintan
太原	五、一五八	七三二	同
潞城	四八八	三、二四九	同

晋城 Chin Chiang	一八八	一七八	不明
介休 Hiang Chiang	六〇	三五	大部分 chintan
石楼	四五〇	二六六	同
武鄉	六一四	二二〇	阿片のみ
平順	一七	六五	大部分 chintan
寿陽	一四七	八〇	同
高平	七	六一	同
陵川	三、四九七	四七〇	大部分 chintan
榆次 Chi Chuan	一六二	六八	同
文水 Chang Chih	二四五	七	両方共
	四、三八九	一〇七	大部分 chintan
	一、〇七三	一、〇七三	同
	一四九	三五	同

chintan = 「モルヒネ」丸を云ふ

河南の「モルヒネ」丸

河南將軍 Li Chi-chen 將軍は、一九二四年吳佩孚將軍への覚書に於て次の事実を指摘せり。即ち「数百万の「モルヒネ」丸が毎日河南へ密輸入されつゝあり。貧人の受くる損害は最も多し。——それは丸薬の価値が安く、阿片は高価なればなり。——政府は此等丸薬の製造者又は売捌人を捕へたる時は射殺する事を認められたし」と。吳佩孚は右請願書を是認したり。若し数百万の「モルヒネ」丸が河南へ密輸入さるゝとせば、吾人は京漢線に沿へる河南の都市が「モルヒネ」丸の製造及び分配の大中心地なる事も察し得る也。而して河南の製造はその消費よりも遙かに大なれば、最も嚴重に密輸を警戒するも尚山西よりも溢出することも亦明かなり。

山東に於ける「モルヒネ」及び丸薬

我が山東支部の年々の報告は、百頁の詳細に亘りて本省に於ける「モルヒネ」取引が甚だしく増加しつゝあることを報じつゝあり。

不幸にして該報告には没収されたる麻醉剤の重量に干して何等の数字はなけれども、濟南府に於ては一ヶ年間に警察は三三六包以上の「モルヒネ」及びその丸薬を没収せり。而してそれは半オンス箱入り、四ポンド入罐等種々異り、或る場合の如きは小さき旅行鞆中にもありき。その没収されたる量はその使用されつゝあるものに比すれば極めて些少のものなり。

三十個所の田舎都市に於ける、阿片販売者、小売及び卸共「モルヒネ」丸製造者及び販売者、阿片吸飲所、及び「モルヒネ」「ヘロイン」及び「コカイン」を販売しつゝある薬舗に干する数が詳細に報告せられたり。その數個の著しき例を挙げんに、鄒県に於ては——なる「モルヒネ」丸卸売製造者は毎週にその地方丈けへ五〇〇、〇〇〇万個の丸薬を売りつゝありと、そは殆んど信ぜられざるが如くに見ゆるも、毎日その循環する所の行商人の小隊を見れば全く不信の事に非るべく、平原県下の一田舎都市には十一軒の丸薬小売商あり。滕県には八軒の丸薬製造者あり。而して一薬舗にては一、四〇〇元の「モルヒネ」が最近に没収せられたり。是等三十の都市に於ての記録によれば、「モルヒネ」と阿片との使用は略平均に行はる。勿論その量は破壊的の要素である。而して山東の記録によれば、吾人が常に言へる所の一度「モルヒネ」の習慣が養はるれば、「モルヒネ」が絶対に得られざる間は決して阿片は復歸せられぬと云ふ事が証明せらるゝ也。

直隸省及び「モルヒネ」丸薬

直隸省議會より「モルヒネ」丸の取引の犯罪が発見せられたる場合、本直隸省にてその人間に課する罰金の事に干して數回に亘り質問されたるに答へて省長は議會へ一報告を為したり。右によりて吾人は次の如き顯著なる事実を知りたり。

一九二四年に特別審判庁は「モルヒネ」丸製造者及び販売者を取扱ふ為に開かれたり。その犯罪嫌疑者の數は報告されないが、その課せられたる罰金の總額は六九二、一三九元であつた。直隸省には一一六道及び県がある。その内五七県に於て犯人が発見され、罰金を課せられたり。罰金の額より之を判断する時は、或る県にては極めて広大な

る取引が為された事を知るならん。若くは警察がより以上に注意をなせしならば、——何となればその罰金は一〇〇万円乃至七六、八三六元なりき。此の七六、八三六元は大名県にて課せられたり。

此の殆んど七十万円に近き金額が結局省政府の衙門及び審判庁に納められ、防止又は教育には一元も用ひられざる事は実に残念なる事なり。此の金員は各政府の官衙にて悪用せられ、而かも罰金は麻醉剤取引者に対しては何等防止の効なし。若し省長にしてか、る麻醉剤の禁遏策を採らんと欲するものとせば、彼は確かに年々それと同額の収入を得る事が出来る。然しそは取引の減少には少しも役立たず。そのみかは結局に於てはその権利に対して預め支払ひを為すが如き組織を醸成するに至るべし。

麻醉剤問題に干する「ゼネーヴ」会議各国委員之声明

President of the Conference, M. Hertuf Zahle

(Denmark)

「吾人の希望する目的は、著しく人類を脅かし来れる所の崇と戦ふべき真に有効なる武器を準備するにあり。吾人の今や戦闘すべき要害は、殆んど世界凡べての国の各社会を通じて拡がりたり。既に「モルヒネ」中毒及び「コカイン」中毒の有害なる習慣を受けたるものを救済せざる可らざるは論を俟たざる所なり。然れども吾人の主たる努力は、新しき犠牲を要求しつゝ、ある此の害悪そのもの、防止に向はざるべからず。余は特に青年に対するその危害につきて御再考を煩はしたのである。吾人にして若し来るべき時代は生命闘争に対して真に充分に武装せられんことを希望するならば、吾人は須らく青年をして危機より救はざるべからず。そは即ち世界戦争後

数年間更に大いなる脅威と化し、更に一九二四年の恐るべき災害に起因する経済的、道德的紊乱に大いなる影響のありしは疑はざる所なり云云」と。

Prime Alfred Dowleh

波斯代表

「数世紀間阿片は病氣治療の完全なる又正当なる医薬として用ひられたり。我が国はその氣候乾燥にして罂粟には適して居る。而して波斯阿片はその品質の優良なると、価格の低廉なるとにより、漸次世界市場に於て優秀なる地位を獲得するに至れり。世界各国より買手は集り、医薬用として我々の阿片を買入れつゝあり。

我が南部地方に於ける農民は、その勢として罂粟栽培を喜んで計画するに至り、数千の家族は此の植物の生産のみによりて生活を維持し、各民族の宗教又は階級に於ける人類の不幸の上に建設する資格なき事に賛成せらるゝものであらう」と。

Dr. Reverend Bishop Brent

U. S. A. Agent

「吾人は如何にかして真理——全くの真理——真理そのものに対する發言権を得せしむる勇氣と知識とを發見せざるべからず。外交の公開は國際的談判の眞実と威力とを主張する第一歩なり。然れども外交の公開のみにては不十分なり。吾人は更に自由なる外交を持たざるべからず。吾人をして技巧に陥し入れ、又は主要問題を避けんが爲に、枝葉の問題に走らしむるが如き事を在らしむる勿れ。適策は一種の卑怯にして、結局之をして敗北に導くものなり。弁証的の如才は常に偽の勝利に導き、それは真理の墮落なり」と。

M. Venerka

Cheké Slavaya¹ Agent

「生産をして医学上及び科学上の目的に制限せざるべからざるは論を俟たざる所なり。是れ第一の事柄なり。或る一般的原则を設けんために我が政府は、凡ゆる種類の阿片製造品の取引を禁ずる爲に、その製造、輸入、輸出、分配及び販売に當つて嚴重なる監督の必要ありとの意見を有せり。世界の輿論を通じて益々至上の審判が逼りつゝあるを憶ふ。そは避くべからざる理想主義によりて鼓吹せらるゝものなり。その思想の乏しき理想主義に非ずして、根本的には構成的なる自己表現を冀望する処の理想主義にして、大なる物質的利益もその前に屈せざるべからざる程の力学的の力を有する理想主義なり。そは戦時にその力を証明せられたり。そは今日も存在し、その結果を贏ち得んとして急々たるものなり」と。

Mr. Michael Mac white

愛蘭自由州代表

「國際聯盟を産むに至りし觀念に従ひて、此の善意の精神により、吾人前(一) 疑々にある問題を取扱はんことを希望す。吾人は不正を犯す事なく、此の恐るべき崇に対して終局を齎らさんと努むべきである。そは若し禁遏せずんば、戦争以上に速かに人類の大多数を戮すであらう。

専門家によりて供給せられたる事實は、麻醉剤の犯瀆に基く損害を明かに証拠立てり。為政者は麻醉剤の犠牲者によりて犯されたる罪惡が益々多数になりつゝあるを示せり。然れども正確なるの数字なければ、吾人は未だ此の有害なる習慣によりて狂人療養所二移されたる者及び自殺を犯したるもの、正確なる数字上の觀念を得ること

能はず」と。

Sir. Malealun Delevirigne

英帝国代表

「英国政府の意見は、吾人は犯罪を全ク止めしむること能はざると同様に、此等麻醉薬の不正取引及び違犯を全ク抑止する事は望み得ざるものにと云ふなり。然るが故に、此の国民的及び国際的の監理に対して最も強硬なる方法は、その漸進的なる事が必要であらう。生産国が麻醉剤生産の直接制限の方法を講ずることは、根本的に必要なる事なり云云」と。

以上

以上は本節頭初に於て紹介せる「パンフレット」の全訳なり。之に依つて吾人は、支那に於ける「モルヒネ」及びその他の麻醉剤が如何なる地位を有するか、及びその支那に於ける脅威の如何に恐るべきものなるかを覚知し得たりと信ず。

吾人は再び此に繰返す。支那民族の上に来るべき新なる災害は、実に阿片に非ずして「モルヒネ」及びその他の麻醉剤なる事を。

第四章 阿片禁止運動狀況

阿片の弊害ある事は已に万人の認むる処にして、之が禁圧に對して、今や世界各国は悩みつゝあるものなり。

支那に於ても幾度か之が禁止又は取締りの法令の發布を見たり。然れども其の結果は何等の効果をも齎らさずして失敗に終り、又は空文に止まるもの凡べて然り。而して支那政府の真意たるや勿論阿片の禁止にあるも、国外、国内の諸事情は依然として現状の如き光景を呈せるものにして、昨年ゼネーブに於て阿片會議の開かるゝや、支那政府は列國に對して、国内に於て阿片の使用をば、如何なる形式を以てするも許可せずして、絶体に禁止せる旨を宣言して、此の鯨波の及ぶ処、全世界に駐在する支那公使の口より盛に唱へられ、亦支那代表は凡ゆる機会を捉えて此の旨を發表せり。勿論吾人は支那政府の意の存する所を疑ふものには非ずと雖も、現在の支那に於ては一法令の力を以てして之が禁止を期待する事あるは、正に木に由りて魚を求むるの類ならんか。

今吾人の此処に注意すべきは中華國民拒毒会の出現なり。コハ最近に於ける各種の民族運動としての一つの顕現に外ならず。幾多の支那の先覚者は、日を追ふて此の運動を援助し來れる事實は、青天の霹靂の如くにその効果を現はし來れり。本章の第二節に於て右拒毒会の現状主要点をば述べんとする所以なり。

今更に眼を転じて世界に於ける阿片禁圧の大勢を見るに、漸次に國際的の色彩を帯ぶるに至りしは特に看過すべからざるの事實なり。前に幾多の國際協約の制度を見、今や國際聯盟は此の問題に對して重大なる因子を為し來るに至れり。本章の第三節に於て阿片の國際的禁止運動の概觀を試みんとする事も亦是れ所以なくんば非ず。

第一節 法令

支那に於ける阿片禁止令の發布は、雍正帝が阿片の販売及び阿片吸飲処の開設を嚴禁せしを以て嚆矢とするも、阿片の輸入は却つて年々に増加し、一七九〇年に至る迄は毎年約四千函を輸入せり。斯くて一七九六年には再び禁止令を公布し、一八〇〇年には阿片の外国よりの輸入を禁ぜしことは三度なりき。然れどもその実効を奏せず。益々輸入は増加し、一八二〇年には五、〇〇〇函、一八三〇年には一六、八七七函、一八三八年には二〇、六一九函、一八五八年には実に七〇、〇〇〇函を算し、禁令は何等その効を奏すること能はざりき。

阿片に干する国際上の問題は、一八四二年の南京条約には何等規定する処なかりしも、一八五八年天津条約追加条例に於て支那は阿片の貿易を公認し、毎担海關兩三〇兩の關稅を課すること、せり。更に一八八五年七月十八日倫敦にて調印せられし芝罘條約に於ては、輸入阿片は之を保稅倉庫に保管し、一函(百斤)三〇兩の關稅及び〇・八〇兩の釐金稅を支払ふ迄は之を他に搬出し得ずとし、改装は保稅倉庫内にて為すを許るし、且つ納稅證明書即ち(Customs Certificate)を有する阿片は支那人の手により内地へ輸送するに当りても各種の課稅及び稅金を免るゝに至れり。

斯くて阿片輸入稅は一八五八年より一九一一年迄は毎担海關兩一一〇兩を課せしが、その年(一九一二年)英國政府は毎担三五〇兩の課稅に対して承認を与へたり。

前之光緒卅二年、支那は阿片禁止令を公布し、翌年一月一日より十ヶ年間に於て、その絶滅を期し、一九〇七年印度政府との間に協定を結びて、一九〇八年一月一日より三ヶ年間毎年印度よりの輸出阿片を五、一〇〇函に減少する

事とせり。蓋し右は当時毎年印度より支那へ輸入されし阿片の一角に当りしものとす。

其の後本協約を補遺せしが為め、英国と支那との間に新協約を締結して一九一一年五月八日調印せり。本協約に於ては、印度より支那に輸入する阿片及び支那内地に栽培せる阿片は、共に一九一七年末までには完全に消滅に帰すべきことを規定せり。

然るに其の後革命乱の勃発は、軍費補充の為各省共阿片の栽培を禁止するを得ず。一九二二年十二月、支那政府は嚴重なる新刑法を制定して各省阿片の栽培、使用を嚴禁すると共に、印度阿片の輸入を完全に防遏せんとせり。然るに支那は印度阿片輸入防遏に対して失敗を見、一九二三年に印度政府は「カルカッタ」及び「ボンベ」に於ける三月及び四月に於ける克売後^(モカ)は支那市場に対する Certificate Opium は之を許可せざるも、阿片は他の市場に売られ、それより支那へ密輸入されたる事実を現出せり。而して一九一四年の協定に於ては、同年五月に於て安徽、湖南、山東の各省は、阿片の栽培は停止されたるを以て、印度阿片は其の量を減少すべきを規定せしが、奉天、黑竜江、吉林、山西、四川、直隸、広西、の諸省は、当時已に栽培停止区域として除外せられたるものに属し、一九一五年迄に印度阿片は次の十五省を完全に除外せり。

安徽、浙江、直隸、奉天、福建、黑竜江、河南、湖南、湖北、吉林、広西、山東、新疆、四川、等とす。

以上

以上は支那に於ける阿片禁止法及び之に干する条約の歴史的の概略を China Year Book 2/1921 中よりして Opium—Historical なる所の項中より抄訳したるものなり。

以下、支那に於ける禁煙命令、各国との条約、各省に於ける規定等の中より、略重要と認めらるゝものを列挙して参考^(一)に供せんとす。

(一) 禁煙命令

(中華全国基督教協進会拒毒委員会の刊行にかゝる「禁煙条約政令輯要」参考)

○ 清政府禁煙上諭

光緒卅二年八月三日

自鴉片煙弛禁止以來、流毒幾遍中国、吸食之人廢時失業、病身敗家、数十年来、日形貧弱、実由於此、言之可深痛恨、今朝廷鏡意^(德カ)圖強、亟^(德カ)應申儆國人、咸知振拔、俾祛沈痛而踏康和、着定限十年以内、將洋土藥之害、一律革除淨尽、其心如何分別嚴禁吸食、並禁種鴉粟之處、着政府務^(折平カ)處妥議章程具奏、欽此、

○ 臨時大總統命令

民國元年六月十一日

禁煙為除害救民之要政、前經特令内外各長官、將從前弁法、繼續進行、乃聞各省自上年軍興以來、禁令廢弛、無智愚民、往々貪^(德カ)圖近利、偷種煙苗、若不痛予剷除、則草復萌、何以導新機而除旧染、應責成各省都督、無論已報禁絕、及未報禁絕各分省、一律剷切曉諭、如再有私秩鴉片情事、即嚴飭^(折平カ)分別^(折平カ)掣^(折平カ)拔、凡我國民、尤宜互相懲戒、毋得犯禁綱^(綱)、致胎後悔、此令、

○ 臨時大總統訓令

民國元年十二月廿五日

鴉片為害我國、所有禁種、禁運、禁吸各弁法、前清即定限厲行、現在與民更始、何忍蒼生永墮沈淵、本大總統前曾發布訓令、特飭民政各機關、曉諭國民、力除痼習、如有抗違者、均照律治罪、此月以來、民政各機關、當已及時籌弁、誠恐告者諄々、而听者仍復藐々、應行嚴申禁令、以促進行、為此通令各省行政長官、恪遵前令、嚴切執行、前此英國政府及議會已提議贊道實行嚴禁、並協計印葉止運之法、上年統訂中英禁煙條令、曾聲明各省地方、如禁運禁種禁吸均已切實弁到、顯有確據、應由外交部查扼各該省報告與英國駐京公使委員會查、切實商禁印葉運入、可知各省印葉之能否止運、純以土葉是否禁絕轉移、而禁絕土葉之方、又以實行禁種為最要、庶與中英禁煙條例、不相抵觸、各該長官自奉到此次訓令以後、應再立飭該管地方官、查照條約、振刷精神、分別嚴查、並按月將禁煙實在情形、復明外交內務兩部、以資考核、本大總統將視此事定殿最焉、此令、

○ 大總統命令

民國二年十月廿七日

鴉片之害、禁令最嚴、本大總統兩年以來、疊經頒布訓令、督飭履行、近查各行政機關、於禁煙事宜、雖不無成績可觀、然玩忽因循、始勤終怠者、亦在所不免、除罪不尽、流毒無窮、特再通令京外各行政長官、恪遵疊次訓令、於禁種禁運禁吸三端、嚴切執行、其印葉入國、即著各關監督、按照^付約、切實檢查、務期裁盡、至正本清源之流、尤以加密巡緝明定法為主、著內務部会同法制局、將私犯烟禁律令、及地方官吏、禁烟不力之處分、切實擬定、分別頒行、並著教育部以鴉片戕賊人類理由、編入教科、垂誡社會、工商農林兩部、於拔種烟苗地方、廣疇生計、庶幾標本并治、根株痛斷、厚生正俗、此其一端、凡我有司、凜之毋忽、此令、

鴉片之禍，人皆知之，約計數十年中，銷耗金錢，無慮八千兆，戕害生命，奚啻千萬人，一為所染，則志氣頹靡，形骸枯槁，壽者為夭，富者為貧，乃至奸宄叢生，職業廢弛，人種衰弱，兇於而家，害於而國，幸賴各友邦之主持公道，與中外人士之闡發仁言，於前清宣統三年，與英國統計條約，議定期禁絕土葉，停運洋藥，關於禁種禁吸禁運各端，認真整頓，故烟苗淨盡，如奉天等省，先後停運，各無異言，万国禁烟會更聲明限制，檢査阿片商業，與中政府所設主弁法，同時進行，若來此時機廓清而掃蕩之，庶有轉弱為強之日，民國初元，重申禁令，乃各省秩序已紊，成績蕩然，薨起之暴民，與雜募之游勇，大都沾染烟癖，因緣為奸，無知愚民，貪獲小利，拳從前所懸為厲禁者，一朝廢弛之，可勝痛恨，或謂貧民生計所凶，禁種客有阻力，不知嗜烟之害如附骨之疽，但可別骨以去疽，豈可醫瘡而剜肉，無論利元厚薄，亦應剴切勸導，使知鴉酒止渴之不可為生，責成國保掣拔，易以棉錠麥豆等種，俾資抵補，由習慣以幾自然，豈可執目前生計為詞，賈他日無窮之禍，近開陝西左近一帶，仍有佈種鴉片情事，經電話該省長官，副扼陸建章呂調元電呈，稱各屬詳報禁絕者已屬多數，惟鄉僻愚民於窮公深山，乘隙偷種，現已飭隍認真查禁，並明白示諭，分路委員搜查等語，該省交通未便，愚民抵貪小利，不知禁令森嚴，全在地方官苦口熱誠，量其土宜，勒令播種良苗，豈客任一隅之地，敗全部之功，著內務部行知該省巡按使，申明禁令，毋任不肖之徒，視為當利罔利之計，但不准縱容丁投，藉端敲詐，致一弊去又生一弊，總期全國官民，視此事為奇恥大辱，俾毋遺種以毒新邦，其各猛省，毋忽，此令、

○ 大總統申令

民國四年八月三日

刻因陝西左近一帶、有佈種阿片情事、經電話該省長官、拋畝惠民乘隙偷種、已飭具認真查禁、並明白示諭各路委員搜查、亦終明令內務部行知該省巡按使切實申禁、毋任不肖之徒營利罔利各在案、鴉片之害、創巨痛深、幸條約禁絕之期、瞬將屆滿、各該長官宜如何恪遵禁令、絕其根種、乃風聞陝省地方、仍復栽種土藥、官吏竟不追問、如果屬實、則呂調之前呈認真查禁示諭搜查等語、豈非捏詞粉飾、欺蔽中央、着內務部派員前往切實查勘、倘有陽奉陰違、敗壞要政、惟該巡按使是問、此令、

○ 政治堂奉申令

民國二年十二月廿四日

鴉片之害、流毒已久、比年全国人民、漸多覺悟、政府諄々詰誡、不啻三令五申、所有禁種禁吸禁運各端、迭飭各省行政長官、切實弁理、懲勸兼施、察度情形、可期一律禁絕、惟中國幅員遼闊、耳目難周、或奸商嗜利偷運、巧假護符、僥免盤詰、或富人重金購儲、深藏私吸、難於查偵、或愚民狃於積習、在僻壤窮鄉、乘隙偷種、稍一疏懈、害即潛滋、各省長官、若但相牽欺隱、奉行不善、貽害何窮、用特不憚燥言、重申禁令、著內務部通行各省區行政長官暨稽查運輸各機關、嗣後開於烟禁、務須恪遵勸令、認真督飭、隨地隨時、嚴密查究、亦不得藉端滋擾、並示諭商民、剴切勸告、如有違犯禁烟情事、一經發覺、定即依法懲治、決不寬容、總期根株淨絕、痼習胥除、以福新邦而作民氣、此令、

○ 大總統令 民國五年八月十三日

近年以來嚴禁鴉片、三令五申、內地已絕種植、而貪利不法之徒、巧假護符、暗中販売、蠹國民病、殊堪痛恨、著內務司法兩部、通行各省行政長官暨稽查運輸各官署、遵照迭次命令、於禁種禁吸禁運各端、切實查懲、以期永絕根株、淨清流毒、此令、

○ 大總統令 民國五年九月十九日

鴉片流毒、垂數十年、騰笑環球、重為國僇、有清之季、幸賴士庶之呼号、隣邦之協助、訂期禁絕、限以十年、民國代興、厲行前政、禁種禁運禁吸、具有專条、有司考成、眛為殿最、比年以來、中外會勘、若無訾議、万国禁烟会既声明限制洋藥商業、各省又經後先停運、見足与國善意、望我富強、凡我國之人、允宜急起直追、自論萌恥、迺者訂約之議期、本月屆滿、自今以往、時不再來、深虞滑吏舞文、奸商玩法、或託詞稽懲罰款、或私自存土運銷、陽假官符、陰揚毒焰、一隅橫潰、功敗垂成、是負友國之盛心、而失人民之責望、用特重申前令、著內務司法兩部、行知各該地方官吏、恪遵禁令、嚴切施行、其有犯種運售吸諸罪者、並由法庭從重懲治、仍責成教育部轉飭各講演社、編具說、悉力開導、俾得父誡其子、兄勉其弟、曉然利害、毋蹈刑辜、本大總統為民除害、不憚煩苛、如有蔑視禁止者、惟有執法以繩其後、不容遺孽、毋毒新邦、懷之母忽、此令、

(二) 尚其の後公布を見たる禁令之目及び年月は即ち次の如しとす。

公布令目錄名	番号・年月日
阿片禁止に関する命令	政府公報一八九四号 民国十年六月一日
各省区長官督察禁種煙苗弁法	政府公報一三四四号 民国八年十一月四日
禁種罌粟条例	政府公報七一七号 民国三年五月六日
阿片燒棄顛末書並將來絶煙禁方法核文	政府公報一〇六号 民国八年三月四日
阿片燒棄令	政府公報一〇二六号 民国七年十二月五日
禁煙嚴禁之令	政府公報一〇九三号 民国八年二月十九日
次には各省市之地方に干係するものを挙ぐれば即ち次の如し。	
切実禁煙に干する件	奉天公報三五五六号 民国十年十二月十三日
特派各省区禁煙察勘員簡章	奉天公報二七九八号 民国八年十二月十六日
查煙ノ舞弊を誡むる訓令	奉天公報二八五一号 民国九年二月十日
江蘇、江西、広東三省阿片売許可契約	新支那一五五号 民国四年七月四日参照
新疆禁煙実在状況	政府公報一二八七号 民国八年九月五日

支那の阿片調査

禁煙厲行ノ訓令

阿片「モルヒネ」其他麻醉劑積換に干する
海關告示

奉天公報二七〇八号

民國十一年六月二十七日

上海五九七号

民國十二年八月二日

以上

税関規則 一九二二年改正現行支那改訂関稅定率表附則 第四條

上海共同租界土地規則附則 第卅四條

同工部局 大正十年六月十六日附 第二八七二号告示

浙江省阿片取締規則

支那人及藥種商標登錄假規則（上海に於ける）

魔藥輸入販賣特別許可書發給假規則（々々）

(三) 民國となりてより諸種の法典の編纂は試みられ、阿片薬に干する法規も漸次成立するに至れり。今左にその主要なりと思ふものを照会せん。

○ 阿片に関する支那暫行刑法

民國元年三月十日公布

支那共和国暫行刑法第廿一章

（左の訳文は一九二三年、北京治外法権委員会出版の支那暫行刑法英訳文ノ訳文に拠る）

支那刑法

第廿一章 阿片に干する罪

第二六六条 阿片を製造販売又はその目的を以て之を所持又は外国より輸入したるものは二ヶ月以上五ヶ年以下の懲役及び五百元以下の罰金に処す。

第二六七条 阿片吸食に適する器具を製造又は販売し若くは販売の目的を以て之を所持し又は輸入したるものは一年以上三年以下の懲役又は拘留（一日以上二ヶ月以内）に処するものなり。

第二六八条 税関官吏阿片又はその吸食の器具を輸入し又はその輸入を許したる時は三年以上十年以下の懲役及び二千元以下の罰金に処するものなり。

第二六九条 阿片を吸食するためその房屋を給与したるものは一年以上三年以下の懲役又は拘留に処し且つ又三百元以下の罰金に処するものなり。

第二七〇条 阿片を製造するの目的を以て罂粟を栽培したるものは一年以上三年以下の懲役又は三百元以下の罰金に処す。

第二七一条 阿片を吸食したるものは二ヶ月以上一年以下の懲役又は拘留或は百元以下の罰金に処す。

第二七二条 警察官吏職務の執行に当りて前六ヶ条に定むる処の犯罪あることを知り故意に適當の手續きを速かに為さざりしものは前六ヶ条によりて処罰す。

第二七三条 阿片吸食の器具を所持したるものは百元以下の罰金に処す。

第二七四条 第二六六条乃至第二七一条の未遂罪は之を罰す。

第二七五条 第二六六条乃至第二七三条の罪を犯したるものはその私権を剝奪せらるゝことあるべし。官公吏の場合には之を免職す。

○ 「モルヒネ」等に干する特別刑罰規定

（「モルヒネ」等に干しては、民国九年十二月卅一日附大總統令第三〇八〇号を以て左記訳文の如き単独法の発布を見たり。左記訳文は一九三三年在北京治外法権委員会出版の英訳文の訳文に拠る）

第一条 「モルヒネ」を製造販売し又はその販売の目的を以て所持し運搬し又は外国より輸入したるものは三年以上十年以下の懲役及び三千元以下の罰金に処す。

第二条 「モルヒネ」注射器を製造販売し又はその販売の目的を以て之を所持し運搬し又は外国より輸入したるものは二ヶ月以上五年以下の懲役に処し且つ一千元以下の罰金を課することあるべし。

第三条 税関官吏「モルヒネ」を輸入し又は輸入を許したる時は五年以上十五年以下の懲役及び五千元以下の罰金に処す。

「モルヒネ」注射器を輸入し又は輸入を許したる時は一年以上十年以下の懲役に処し且つ二千元以下の罰金を併加することあるべし。

第四条 他人に職業として「モルヒネ」を注射するものは一年以上十年以下の懲役及び五百元以下の罰金に処す。

第五条 自己の爲め他人に「モルヒネ」の注射を請求し又は自ら注射を爲すものは一年以上三年以下の懲役又は拘留（一日以上二ヶ月以下）に処す。前項の再犯者は刑罰を加重す。

第六条 薬局法の公布前にありては本法の諸規定は「コカイン」「ヘロイン」及びその他の化学合成物に干する犯罪に付之を適用す。

〔「コカイン」は元と Erythroxylon Coca の主成分にしてその化学式は $C_{17}H_{21}NO_7$ 、「ヘロイン」は Diacetyl Morphine にしてその化学式は $C_{17}H_{17}NO_5$ なり）

第八条 「コカイン」製造の原料を供給するの目的を以て「コカ」樹を栽培するものは一年以上五年以下の懲役に処し且つ二十元以下の罰金を併加することあるべし。

「コカイン」製造の原料の供給を目的とし「コカ」樹の種子を販売するものは一年以上三年以下の懲役又は拘留或は一千元以下の罰金に処し又は之を併加することあるべし。

第九条 警察官吏又は「モルヒネ」禁止事務に預る官吏職務執行に当りて第一条乃至第五条並びに第七条及び第八条の犯罪者あることを知り故意に速かに適當なる手続きを執らざりしものは本法の規定によりて之を処罰す。

第十条 第一条乃至第五条並びに第七条及び第八条の未遂罪は之を罰す。

第十一条 第一条乃至第五条並びに第七条及び第八条を犯したるものは私権を剝奪せらるゝことあるべく若し官吏公吏なる場合には之を免職す。

第十二条 本法は公布の日より之を施行す。

以上二個の法律は始め別のものとして草按せられたるものなれども、一九一四年以來支那に於ては治外法權撤廢に備ふるため、一つの法制調査委員會を設けて改正刑法は最終草案の中、阿片等に干する刑罰の規定は現行法が單に阿片に干する刑罰のみを定めて「モルヒネ」等は単独法によりしものを総べて右刑法の規定の中に包含せしめ居れり。以下に紹介せんとするものは即ち是れなり。

○ 支那刑法改正草案最終修正

(War against Opium, published by the International Anti-Opium Association 第二〇三頁所載英文よりの重訳による。)

第二十章 阿片等に干する罪

第二六九条 阿片、「モルヒネ」「コカイン」「ヘロイン」又はその製品を製造販売輸入又は輸出し若くは販売の目的を以て之等を所持したるものは五年以下の懲役又は五年以上の懲役並に五千元以下の罰金に処す。

本条の未遂罪は之を罰す。

第二七〇条 阿片吸食用の器具を製造販売輸入又は輸出若くは販売の目的を以て之を所持したるものは三年以

下の懲役に処す。

本条の未遂罪は之を罰す。

第二七一条 阿片吸食のため房屋を給しその利を図りたるものは六ヶ月以上五年以下の懲役又は右期間内の懲役及び五百元以下の罰金に処す。

第二七二条 阿片、「モルヒネ」又は「コカイン」製造用に供する意志を以て罂粟又は「コカ」葉を栽培するものは三年以下の懲役又は右期間内の懲役及び三千元以下の罰金に処す。

阿片、「モルヒネ」「コカイン」の製造用に供する意志を以て罂粟又は「コカ」樹の種子を販売したるものは一年以下の懲役、拘留又は三千元以下の罰金若しくは右期間内に於ける懲役及び同額以下の罰金に処す。

本条の未遂罪は之を罰す。

第二七三条 阿片を吸食し又は「モルヒネ」を注射し或は「コカイン」「ヘロイン」若しくはその製造品を使用するものは六ヶ月以内の懲役又は拘留若しくは一千元以下の罰金に処す。

本条の未遂罪は之を罰す。

第二七四条 他人に「モルヒネ」注射を施せるものは二年以下の懲役若しくは五百元以下の罰金に処するものなり。

本条の未遂罪は之を罰す。

第二七五条 本章各条の規定の犯罪を為すの意志を以て阿片、「モルヒネ」「コカイン」「ヘロイン」又はその

製品若くは阿片吸食用器具を所持したるものは拘留又は三百元以下の罰金に処す。

前項の場合に於て犯罪者の所有物なると否とに關せず阿片、「モルヒネ」「コカイン」「ヘロイン」その製品又は阿片吸食用器具は之を没収す。

以上

以上を以て支那に於ける阿片その他の禁止的法令の概要を述べたり。然れども支那に於ては他の法律と同様殆んど是等の法規は空文に等しき光景にして、此の事は現在に於ける各省の実況が最も雄弁に証明して居る所である。將來強固なる所の政府が樹立されて、國家は安全に統一されて後、始めて此等の諸法規はその完全なる適用を期待し得るものにして、只今の処理想的の諸法規は遺憾なく制定されたるを見るも、その効果は遠き將來に至りてのみ見得らるべきものならん。

(四) 条約

阿片に干する國際上の問題は、阿片戦争後一八四二年南京条約には何等の規定なし。但し茲に注意すべきは、本条約の締結後各国との条約を結ばる、を見し内、北米合衆國との通商条約には阿片に干するものある事はれなり。即ち米國の阿片その他禁制品貿易に従事するものは米國政府之を保護せず、又米國船舶は支那の法律を破るものを保護せず、寧ろ他の國人に濫用するものなからしむと規定せる事是なり。此の時英國は阿片を普通の商品となし、自由に輸入したるに對して米國は特に異なる意見を有しおるもの也。

(大村欣一氏支那通商史ノート参照)

一八五八年天津條約追加條約に於ける阿片に干する規定及び一八八五年倫敦にて調印されたる芝罘不條約の規定の大意に干しては、本節初頭の沿革を述べたるの項に説明あれば、之等を略して前掲中華全國基督教協進會拒毒委員會刊行「禁烟條約政令輯要」よりして次の項を照会せんとす。

○ 外務部致英使禁煙節略

(光緒三十二年)

光緒三十二年八月初三日、内閣奉上諭、自鴉片煙弛(禁止後)以來、流毒幾遍中國、吸食之人廢時失業病身敗家、數十年來日形貧弱實由於此、言之為可痛恨、今朝廷銳意圖強、亟應申儆(ウチカ)國人咸知振拔、俾祛沈痼而蹈康和、着定限十年以內、將洋土葉之害一律革除淨尽、其應如何分別嚴禁吸食、並禁種罌粟之処、着政務處妥議章程具奏、欽此、茲由政務處等議弁法十條、於本年十月初六日覆奏、奉旨依議欽此、查第十條內稱、洋葉來自外洋、事關交涉、應請飭外務部、與英國使臣妥商弁法、總期數年內、洋葉與土葉逐年遞減、屆時同時禁絕、又查有嗎啡及刺人肌膚之嗎啡針、其捉傷身、較之鴉片最甚、應照中英統議通商行船條約(附字)第十一欸切實申明、分飭各稅關、如查有不因醫治使用販運來華者、一概不准進口等語、由車機處抄交前來、本爵大臣等查禁止鴉片煙一時事、夙知貴國政府早有同情中央、睦誼最深、自無不贊成美舉、茲又欽奉諭旨、妥商弁法、用特開具節略、與貴大臣面商、並希轉達貴國政府、是為國要、

一、土葉既限十年斷淨、洋葉初應以十年為期方可同時禁絕、則惟有洋葉進口數目分年遞減、庶幾逐漸減除、

現擬以一千九百一年起，至一千九百五年止，此五年內核計洋藥進口總數折中定款，請貴國允有一千九百七十年以後年減一成，十年淨盡、

一、印度之加爾各塔為洋藥總匯之地，現議每年減成進口，擬由中國派前往加爾各塔，監視拍壳打包，使運入之洋藥均有實數、請貴國並允照弁、

一、洋藥之力量倍於土藥，查從前土藥稅每担歲抽銀少者六十兩，至多不過九十兩，現在已加至每担一律抽銀一百五十兩，而洋藥之厘稅並徵每担抵抽銀一百十兩，是洋藥之力既厚，而所徵之稅實較土藥反輕，深恐吸煙者趨買洋藥，而煙癮及大甚，非實行減除之法，在中國亦非計較稅項可以多徵，實欲以徵為禁，使吸煙者逐漸減除，請貴國允准嗣後洋藥厘稅照原定之數，加收一倍，每担徵銀二百一十兩、

一、香港為洋藥熬膏之地，運銷中國境內者實屬不少，若示禁之後，任其熬膏，運入中國內地，則洋藥土藥即逐漸減除，而熬膏反增，弁法實非妥善，今擬兩端一則，請香港總督協助嚴禁洋藥熬膏，不得運入中國境內一則，凡有洋藥熬膏，由中國概行收買，亦以徵為禁，請貴國允照弁理、

一、租界內煙店煙館多有開設，其飯館酒肆茶室妓寮，亦為開燈吸煙之所，且各行店售壳煙槍煙斗烟燈烟具者更多，請貴國允為提唱，飭各租界以內所有清查及籌禁之法，照中國地方官弁法，一律弁理、

一、嗎啡及嗎啡針之害，設法禁止，已載在中英統議通商船條約（正編）第十一款，惟須有約各國允照行，方可奉弁，本部於本年三月間，照會未經新訂商約，各國一律，請允禁止嗎啡及藥針販壳運來華，現各國已大半允，祇有數國未覆，亦已照催，此係屬善屬，請貴國館允奉弁，切實施行、

○ 禁運莫啡鴉片及藥針章程

(光緒三十四年)

自一千九百九年正月初一日以後、所有華洋各人一概禁止在中國製造莫啡鴉片及刺莫啡鴉之藥針等器具、除領有執照之外國醫生運輸進口、應在本國領事署具立切結、聲明欲運若干、估價若干、從何處來、用何法起運、如由某輪船或鐵路或郵政、並保此藥及器具專為療病之用、或該醫生自行施開、或為某醫院專用云云、該領事即將此項切結送交海關、方免結放行、專准其起岸、

一、凡外國藥舖欲將^(莫啡鴉片及藥針)啡鴉之各等器具販運進口、應在本國領事署具立切結、聲明欲運若干、估價若干、從何

處遣、用何法起運、即如由某輪船或鐵路或郵政運進、並保此藥及器具僅止配製藥品、若非有領有執照之外國醫生藥單不行售賣、即有藥單、亦只以此須小數出售云云、該領事既將此項切結送交海關接收、由貨主照章完稅、海關方免結放行者、專准其起岸、

一、凡有照以上兩條、將莫啡鴉及刺莫啡鴉之各等器具^(輪力)輸運進口後、或用或賣、不遵所立之切結弁理者、由關查明、以後永不准其再運、

一、凡^(有稅)莫啡鴉及刺莫啡鴉之各等器具、未領海關發給之專單擅行起岸者、由海關將貨充公、

一、凡有莫啡鴉及刺莫啡鴉之各等器具、照以上所列之條輸運進口者、即減照價值百抽五徵稅、

一、凡有一千九百九年正月一號以前在外国起經起運赴中國之莫啡鴉及刺莫啡鴉之各等器具、可准於一千九百九年正月一號以後運進中國、由各海關隨案核其程途遠近酌定期限、限內仍准照旧章起岸、惟如次起岸之莫啡鴉、須照現行稅則、不在減少之例、所有需用之結格式任由貨主赴關領用、並不索費、

○ 清外務部計立禁限嗎啡來華新章

各屬每有好商、在外洋購嗎啡、私運進口、意圖漁利販賣情事、查嗎啡一物運入來華、本係有干例禁、應即行文各省查弁、業由本部於西曆一千九百十一年四月十三日即華曆本年三月十五日起、准一律禁限來華、特即新計嚴查章程、

一、自一千九百十一年四月十三日即華曆本年三月十五日起、凡有華洋各人一概禁止在中國製造嗎啡及刺嗎啡藥針等器具、除領有照外國醫生及外國藥舖、准照以後所列弁法、將嗎啡及刺嗎啡各等器具、運入中國外、其後華洋各人一概禁止運之進口、

二、凡領有執照之外國醫生、欲將嗎啡及刺嗎啡各等器具輸運進口、應在本國領事署具立切結、聲明欲運若干、估價若干、從何處來、用何法起運、即如由某輪船或鐵路或郵政局運進、並保此藥及器具專為療病之用、或該醫生自行施用、或為某醫院專用、即稟該管領事務將此項切結抄送經過海關存查、由貨主照章海關完稅發給放行、憑照准其起岸、

三、凡有以上兩條、將嗎啡之各等器具輸運進口後、或用或完、不遵所立之切結弁理、責任海關隨時查禁、

四、凡有嗎啡及刺嗎啡各等器具、未領海關發給之憑照擅行起岸者、著海關將貨充公、

五、凡有嗎啡及刺嗎啡各等器具、照以上所列之章程輸運進口、即減照值百抽五徵稅、

六、凡有於一千九百十一年四月十三日即華曆本年三月十五日以前、在外国已經起運赴中國之嗎啡以及刺嗎啡各等器具、可准於一千九百十一年四月十三日即華曆三月十五日以降運進中國、責任各海關隨案核其程途酌定期限、期內仍照旧章、起岸之嗎啡須照新改章程納稅、不在減少之例、所有需要之切結、應由貨主報請經

過海関發給憑照、以便運行、

以上

○ 中英禁煙條約

自西曆一九〇六年九月二十日、前清政府下禁煙令、十一月禁煙臣公布禁煙章程、茲將中英禁煙條約列下、

按照三年前中英政府商訂之弁法、自一九〇八年元月一日起、三年之內、如中國一方面能將土葉減種、減銷、英政府允將印葉出口、每年統行減運一成、如是十年至一九一七年止、今英國政府、業經承認三年以內、中國於減種一事、立意誠篤、且成效卓著、英國政府、願於未滿之七年期限內、接統施行一九〇八年所訂之弁法、是以再行商定各條如下、

第一條 自一九一一年元月一日起、七年之內、中國每年減種、當於英國按照此次條約及條件所載每年減運之數為比例、至一九一七年全行禁絕、

第二條 現在中國政府、對於土葉已定嚴行禁煙禁運禁吸之宗旨、英國政府深表同情且願贊助其實行贊助之法、英國政府允如不利七年、能有確實憑據、凡土葉概行絕種、則印度出口運華之煙、亦同時停止、

第三條 無論何省土葉、已經絕種、他省土葉、亦禁運入、顯有確據、則印葉即不准進入該省、惟言明上海、廣州二口、應為最後之結束、各項俟中國政府盡行以上弁法、始可將該口禁止印葉入口、

第四條 在此條件年限內、英國政府特派一員或數員、會同中國政府所派之員、如中國政府願意委派隨同、

就中考查減種情況，其於此章所定減種之多少，應兩面認可，在此條件限內，當給與英員一員或數員一切利便，俾凡通商口岸以外，所有限制烟土及徵稅事宜，俾可調查報告。

第五條 按照一九〇八年所訂弁法，英國政府應允中國派員赴印查視舊壳印藥，惟言明該員不得干預，今英國政府又應允所派之員可查視印藥裝箱，惟仍不得干預。

第六條 中國政府應允所有中國出產之土葉徵收画一之稅，英國政府允將現在稅厘併徵之額數，每百斤箱加至三百五十兩，該項所加之稅，與中國政府加征之土葉上比例相關之稅，同時起征。

第七條 此項條件准行後，起征新定稅厘併征時，中國應將各省所有在廣東等省近准行於印藥大宗貿易之各項限制，及徵收各他項稅捐，立即銷除烟台統增專條，現仍施行，自不應另行設此等限制及他項捐。

又言明印度生土，如厘稅並征一次完清後，在所進之口岸內，全行免其輸納他項捐稅，若查得以上二節中所載有不照行之處，則英國政府可將此次所訂條件，或暫行停止，或即行行廢，中國政府為禁絕吸烟及整頓稽察烟土禁壳事宜。

凡所有已經頒布或將來頒布之法令，不得因以上條款，致其効力稍受阻抑。

第八條 英國政府，實為襄助中國禁烟起見，允自一九一一年起，凡出口之煙，印度政府於每箱煙土報明運赴中國，或在中國銷售者，皆發給出口准單，按箱編列號數。

一九一一年內所發該項准單，不得過三萬六百張，後六年內，計至一九一七年止，每年遞減五千一百箱。

凡印藥出口時、報明運赴中国、或在中國銷售者、於其起運之前、應將該項准單抄交中國所派之員、轉呈中國政府、或轉交中國海關員、英國政府允每箱印藥、凡領有該項准單者、由印度政府所派之員黏貼印花、若中國所派之員欲在場查視、當照所定弁理、中國政府應准如此黏貼印花之印藥箱隻、領有執出口准單者、如印花並未破壞、乃准其運入中國各國、毫無留難、

第九條 此次新定條件、日後兩國彼此歷經考驗、若有他故、於七年限內、或將該件全行刪改、或但改數款、均可隨時由兩國政府互相商酌弁理、

第十條 此次條件、定於簽應押日施行、今由兩國大臣各奉本國政府之命、將該條件画押蓋印、以昭信守、在北京繕立漢文四分、英文四分、共八分、

宣統三年四月初十日即西曆一九一一年五月初八号

(附件は省略す)

第二節 民間に於ける禁止運動

第一款 万国拒土会

一、名称

支那の阿片調査

International Anti-Opium Association, Peking

北京万国拒土總會

二、設立年月日、及場処

一九一九年（民国八年）在北京

三、役員（民国十四年五月現在に於ける）

顧問 (Patron) 黎元洪

相談役 (Adviser) 王寵惠 顏惠慶 周目齐 董康 熊希齡

會長 (President) R. T. Rev. Bishop, Norris D. D.

副會長 (Major) A. E. Wearne, M. C.

(Vice-presidents) A. E. Blanco Esq. Capt. I. V. Gills

名譽會計主任 (Hon. Treasurer) W. H. E. Thomas Esq.

書記官 (General Secretary) W. H. G. Aspland M. D. Frece

四、本部所在地（民国十四年五月現在）

26 Hsi Tang Tzu Hutung, Peking

北京西堂子胡同二六号門牌

(電略 "Anti-Opium Peking" 電話西區三〇一八)

五、支部所在地 (一九二〇年十月一日現在)

直隸省——北京、天津

河南省——開封

湖南省——長沙

湖北省——漢口

江蘇省——上海、蘇州、塩城

滿州——哈爾濱

山西省——太原

山東省——濟南

合計 拾壹個所

六、事業の概要

主なる目的——China Year Book に記載する処によりて見れば、國際的法規によりて阿片及びその他の

麻醉剤の管理を為すにあり。

事業の概要——余が大正十四年六月五日、北京帝国公使館の紹介を得て西堂子胡同二六号門牌なる本拒土總會本部に書記長 W. H. G. Aspland 医師を訪問して直接聞きたる処、及び同会の発行しつゝある年報 China Year Book に掲載ある該会の報告その他より推察するに、その為しつゝある事業の概要は次の如し。

(一) 毎年十月以降、数十通の信書を支那各地在留の外人宣教師及び同会支部に送りて該地方の状況を集め、尚旅行者の実見談又は新聞雜誌の記事等を綜合して毎年支那に於ける阿片その他の麻酔薬の栽培状況、取引状態、官憲との干係、課税状況、吸飲者数、吸飲処数その他各方面に亘りて調査報告を作製し、之を一方国際聯盟本部へ發送参考資料たらしめ、他方支那政府を始めとし、之を一般社会へ宣伝してその状況を知らしむる事

(二) 支那海関に於て取扱へる麻酔薬の没収高、国籍、数量、品種、商標等を報告又は調査を受けて当該干係国在北京公使及び支那政府へ事実の真否を尋ね、その結果を上記の支那政府、当該干係国公使及び国際聯盟へ報告する事

(三) その目的を貫徹する為めに諸種の建議、請願、又は意見書をその筋に呈出し以て禁煙の方法を講ずる事

(四) 各方面よりの質問に応じ又は特に委員を派して各種禁煙運動及びその事業を援助する事

七、備考

本会は主として在支外人宣教師又は医師その他主として宗教家団体の組織せるものにして、一九一九年開設以来彼等の為せし努力は蓋し甚大なるものあり。彼等が極めて熱心に此の運動に従事し、麻醉剤の災害を支那より除かんとせる大目的の為に奮進する勇氣は、吾人の驚愕と感謝と讚美とを叫ばしむるに充分なり。然れども世界に於ける並に支那に於ける阿片その他の状況は、吾人の満足を得るの域に達せず。彼等の前途にも大なる苦闘と遠き将来あるを思はしむ。尚ほその年報 *Opium Cultivation and Traffic in China; Morphia & Narcotic Drug in China* が今や五卷三号の発行を見るに及びしと共に、年々 *China Year Book "Opium"* (1) 題名 なる一項を設けて毎年度の支那に於ける本問題の経過を述べて居る。尚他方単行本として「Memorandum on Opium」—Feb. 1909 及び「War against Opium」等の印刷本を出版して居る。

第二欸 中華国民拒毒会

一、名称

National Anti-Opium Association

中華国民拒毒会

支那の阿片調査

二、設立年月日

一九二四年（民國十三年）八月五日

於上海

三、職員

名譽會長

馬相伯

會長

徐謙

副會長

黃炎培

中文書記

羅運炎

英文書記

鍾可託

會計

吳山

董事

徐謙

鍾可託

袁希濤

羅運炎

黃炎培

郭秉文

馬相伯

丁淑靜

吳山

石美玉

宋漢章

胡宣明

張一鵬

幹事

鍾可託

黃嘉惠

四、組織團體

中國紅十字會

上海万国拒土會

中華民國醫藥學會

上海日報公會

中華職業教育會

中國寰球學生會

上海律師公會 上海青年會 上海總商會
中華全國基督教協進會 上海女青年會
中華基督教婦女節制協會 中華衛生教育會
救國聯合會 國民對日外交大會 江蘇省教育會
中華全國道路建設協會 その他

合計 三十余団体

五、本部所在地

23 Yuen Ming Yuen Road, Shanghai

上海四明園路第二十三号 American Y. M. C. A. Building 内

六、事業大要

中華國民拒毒會五年内事業進行程序（民國十四年第一年度起至民國十九年）なる伝單によりて之を見るに、

第一年（民國十四年秋至同十五年秋）

一、総弁処之組織

二、預備各項研究材料

支那の阿片調査

三、拆區組織各省分弁事處

四、鞏固原有分會並提唱新設分會

第二年（民國十五年秋至同十六年秋）

一、舉行拒毒教育大運動

二、請求各團體通過拒毒議案一致進行

三、實行每年種煙遞減五分之一

第三年（民國十六年秋至十七年秋）

一、全國民衆請願恢復法律運動

二、籌備全國大會

第四年（民國十七年秋至同十八年秋）

一、舉行全國拒毒大會

二、籌備應付國際禁^煙大會

三、國外宣傳舉行及對各國政策

四、喚起海外華僑舉行嚴重表示

第五年（民國十八年秋至同十九年秋）

一、國際大會之善後事功

二、釐定以後五年繼續進行計畫

以上

尙一九二五年五月發行の「リーフレット」Report of the National Anti-Opium Association 中より Anti-Opium Association program for *Second Year's Book work* の次を摘録すれば即ち次の如し。

1. Along the Line of Publicity
 - a. To publish different kinds of study material on the opium question
 - b. To publish an " Association Bulletin "
 - c. To prepare more posters and charts
 - d. To continue publicity in Chinese and foreign papers
 - e. To ask the secretaries of different organizations to act as representatives for this Association on their trips
 - f. To send representatives to speak in conferences of different organizations
2. Along the Line of Education
 - a. To assign a secretary to be responsible for the compiling of materials on the opium questions
 - b. To cooperate with the educators to include these materials in school text books
 - c. To cooperate with the Christian publishers to include these materials in their Bible study courses, Sunday school text books, etc.
 - d. To prepare a number of speeches for preachers, speakers and students

- e. To promote a Student-Anti-Opium Movements[sic]
3. Along the Line of Investigation
- a. To study the results of the investigation taking place this year
 - b. To Investigate [sic] into the situation regarding the importation & sale of opium and other narcotics
 - c. To Investigate [sic] the situation regarding the distribution of opium and morphia pills (for cures)
 - d. To publish the resu [l]ts of our investigation
 - e. To translate and [circulate] English reports of investigations which have anything to do with foreigners
4. Along the Line of International Relations
- a. To assign a secretary to be responsible for the study of the international aspect of the opium question
 - b. To secure the cooperation of people's organizations in different countries which are interested in the opium questions
 - c. To keep the Advisory Committee on the Illegal Traffic of Opium and Narcotics of the League of Nations in touch with the development of our movement

- d. Propaganda among Chinese abroad with a view to abolishing opium smoking among themselves
 - e. To create or strengthen public opinion in the colonies of the powers against opium monopoly
 - f. To prepare for the next International Opium Conference to be held in 1929
5. Along the Line of the Association Work
- a. To secure official recognition by the government by registration
 - b. To secure financial and personal support from the different constituent bodies in the Association
 - c. To strengthen the branch association and help them to function effectively
 - d. To call a National Conference
 - e. To secure the cooperation of different religious bodies as the Confucianists, Buddhists, Mahomedans, Taoists [and] Roman Catholic and Protestant Missions
 - f. To decide upon a program for the coming five years

以上

更に「中華国民拒毒会五年内事業進行大綱修正案」なる伝单によりて見るに、

(一) 関於禁種鴉片者

甲 提唱恢復禁律運動

- 一、運動憲法載明永遠禁絕（原案）
 - 二、公佈禁種律例使人知為違法（同）
 - 三、實力聯絡軍民長官通令禁種（原案）
 - 四、清政府照會各國公使在領事裁判區域應遵守我國禁烟法及禁烟獎賞弁法（原案）
- 乙 調查各地種植鴉片實況（修正案）
- 一、調查各省區有效禁法以資推行（同）
 - 二、參與政府調查團實地調查（同）
 - 三、分會與各縣行政機關合作查禁（同）
- 丙 聯合各界省有力分子造成堅強輿論（同）
- 一、利用拒毒傳單小冊圖畫等項獨力鼓吹（同）
 - 二、協讚農民團體決志不種鴉片烟苗（修正案）
 - 三、積極施行宣傳程序（同）
- (二) 關於禁吸鴉片烟及禁用毒物者（修正案）
- 甲 積極推行宣傳並法由教育方面着手（同）
- 一、聯絡教育部各省區教育機關將拒毒材料編入中小學教科書內（修正案）
 - 二、利用平民教育提唱拒毒（同）
 - 三、利用演講及各項出版品 衆週知（原案）

四、提唱家庭拒毒教育（增加条款）

乙 人民自動禁吸鴉片及濫用毒物（修正案）

一、各宗教团体取締教徒吸食鴉片（同）

二、各社会团体以及工商各業取締會員夥吸食鴉片（修正案）

丙 從法律方面着手禁絕毒物（增加条款）

一、造成輿論通奪烟徒公民權利不許烟徒社會職務及被選為議員（原案）

二、清政府取締吸食鴉片之官吏（修正案）

丁 從個人方面着手禁絕毒物（增加条款）

一、本會及各分會舉行大規模之徵求立志不吸鴉片之會員（修正案）

戊 聯絡醫學团体研究限用毒物方法（增加条款）

己 施行戒絕方法（原案）

一、清政府設法取締販賣不合醫學治理之戒烟丸葯（修正案）

二、聯絡慈善機關多設戒烟局以資救濟（原案）

三、清政府嚴令各省區長官限期肅清鴉片（修正案）

四、介紹戒煙良法（原案）

五、仿行山西省政府嚴禁鴉片方法（修正案）

(三) 關於禁運禁賣者（原案）

- 甲 調查私運私賣方法 (同)
- 一、外洋入口輪船 (同)
 - 二、國內沿海輪船及帆船 (修正案)
 - 三、內河輪船及帆船 (同)
 - 四、國內鐵路及汽車 (修正案)
 - 五、郵政及民信局 (同)
 - 六、私人夾帶 (原案)
- 乙 公佈私運私賣事實及案件 (修正案)
- 丙 研究中外禁烟法令條約 (原案)
- 丁 公佈國際聯盟取締毒物公約 (同)
- 戊 清政府恢復海關原定禁烟獎金 (增加條款)
- (四) 關於國內外調查統計及考察華僑情形者 (修正案)
- 甲 調查國外華僑受毒情形 (同)
- 一、調查國外鴉片專賣情形 (同)
 - 二、移民律之研究 (原案)
 - 三、國外華僑吸食鴉片人數及銷路 (修正案)
- 乙 領事裁判權與阿片問題之調查 (同)

一、租界烟業問題

二、煙犯利用領事裁判權問題（修正案）

丙 調査鴉片毒物流禍社会（原案）

一、各省已播種阿片之調査与統計（修正案）

二、国外毒物入口之調査与統計（原案）

三、国内販売煙土之調査与統計（同）

四、吸食鴉片人数与統計（修正案）

以上

七、支部其の他

現在各地方に二四七の支部を有す。而して九〇〇以上の都市に於て本会の運動に賛意を表し、之を援助し通信を与ふる人々を有す。

八、事業の影響

本会はその設立新しく、現在に至る迄一ヶ年余を経たれども、その為しつ、ある事業は相当の好成績を挙げつ、あり。

今その概略を知らんが為に前記 Report of the National Anti-Opium Association 中より数項を摘録して

参考に資せんとなす。

A Nation Wide-Campaign

In response to the call, 247 branch associations have been organized in various parts of the country, while people from over 900 cities and towns have corresponded with the Association and expressed their hearty supports [sic] of this movement. The call for the observance of September 28th as Anti-Opium Sunday was widely observed and had far-reaching results. Many meetings were held, parades organized, large numbers of posters and pamphlets distributed, sermons and speeches delivered in churches. The double-headed smoke poster was very widely used and attracted a great deal of interest. The petitions drawn up by the Association for presentation to the Geneva Conference and the Peking Government were signed by 3,985 organizations, representing 4,175,657 people in all walks of life. . . . The Association from time to time since the very beginning has sent representations to visit different local centers with a view of promoting a local branch whenever they go or of helping those centers where branches are already formed to function more effectively. . . . According to reports from several centers the fight against opium has recently developed into a [sic] real warfare between the people and the military leaders who enforce the planting of the poppy. . . .

The Association in its mass meeting for the Shang-hai community, August 24th, elected chancellor

Tsai Yuan Pei, Dr. Wu dien [sic] Te and Mr. [Y?] J. Koo to be the people's representatives to the Geneva Conference. Unfortunately neither chancellor Tsai nor Dr. Wu were able to attend the conference on account of previous engagements, and so only Mr. Koo attended the meeting. . . . In the second conference Mr. Koo was permitted to present a petition and to speak on behalf of the Chinese people.

In a report to the British Press, Mr. Basil Mathews, correspondent in connection with the League of Nations in Geneva, said of Mr. Koo, "The most powerful [sic] impression upon the International Opium Conference at Geneva during its first week was made by Mr. Koo" . . .

The Rehabilitation Conference

When the Rehabilitation Conference came into being, after the lapse of a considerable period of time following the " Coup d'état " [sic], many approaches were made by the association to the authorities to place opium on the agenda of the Conference. In this the association succeeded. A memorial was sent to the Conference, embodying some ten recommendations based upon opinions obtained from the Branch Associations. . . .

Opium Monopoly

According to information received from different sources, the Peking Government is considering seriously adopting a Government monopoly for the sale and use of opium. Many recommendations have been sent to the Ministry (sic) of Interior urging the immediate adoption of such a system and these are strongly supported by the Minister of Finance; Sir Francis Aglen, and many other leading officials in the capital:—With these facts in mind the Association has, during the last three months, pro(tec)sted in every possible way against the proposal to establishe (sic) a monopoly. . . . Recent correspondence from Peking states that the Government dares not adopt this system openly on account of the attacks levelled against it by the different Anti-Opium branch associations. . . .

Recent Development

During the months from Sep. to Jan. the attention of the Association was devoted primarily to the Geneva Conferences, which were used as a means of arousing public opinion and educating the people as to their own responsibility (sic) for the menace. Recently (sic) the Association has contemplated undertaking a nation-wide survey and investigation of poppy planting. . . .

A student movement, aiming to arouse the interest of students in this problem, is also under contemplation. A committee will be appointed consisting of people who are interested in student work, and student leaders, to promote a nationwide campaign among students. Similar Local Committees will be orga-

nized in different cities to cooperate with the branch associations to fight this evil.

九、備考

中華国民拒土会は以上述べたるが如き組織計画を以て華々しくその活動を開始したり。近年來支那青年その他新知識階級その他の先覚者の間に起りし諸種の国民的運動の一として是も亦その片鱗たるを見るなり。吾人は本会の将来に対して大いなる期待を有すると共に一日も早く支那民衆より阿片その他の大いなる脅威の除かれんことを祈るものなり。

尚参考として次のものを紹介す。

○ 中華国民拒毒会对「ゼネヴ」阿片大会請願文

(時光月報、鴉片特号によるもの)

本会深悉鴉片流毒之劇烈、奚前代表中華民國、表示拒毒之決心、從茲以往、必竭力排除万難、肅清敝国国内之鴉片、並懇

貴会貫徹主張、邀請各国、訂立公約、互相遵守、限制鴉片^カ根等之出產製造、至科学及医薬需要、最低限量為標準、如斯不但弊国人民^カ伝^カ受其賜、全球人類之有受毒害、而欲^カ免除者、亦感^カ蒙其益矣、深望諸君善用此千載一時之良機、為全人類之幸福、

○ 中華民國拒毒會為國際聯盟會召集禁烟大會事向政府請願文

(時兆月報、鴉片特号によるもの)

- 一、請求政府將提交日內瓦業煙大會對於國內阿片流行實況之報告、公佈全國、
- 二、請求政府下令各省軍民長官、實行禁煙法令、並各以身作則、
- 三、請求政府訓令全權代表、在日內瓦大會與本國々民代表及各國代表、通力合作促成公約、限制鴉片及一切毒物之出產、至醫藥及科學上適用之最低限度為止、並以我國政府與國民決心、宣示各國、

○ 中華民國拒毒會提出善後會議關於禁烟問題之建議案

- 一、政府特簡廉明果毅負有重望之人員、任禁烟督弁、會同各部總長及各省軍民長官、厲行禁烟法令、並於各省區設立檢查公署、直隸中央秉承督弁之指揮、弁理一切之業烟及他毒品事宜、
- 二、政府訓令各省區軍民長官、以身作則、嚴令制止所屬軍警官吏、勒種煙苗、包庇販運、吸食鴉片、以及含有毒質之丸丹、抽收畝捐特稅、印花稅、燈捐、專壳等項巧立名目之弊政、
- 三、政府責成各埠海關人員、重申嚴禁鴉片及他毒品入國之政令
- 四、政府訓令各省區軍行政官、定期設立勒戒局、並責成市場鎮鄉團集村閭家長等、清查戶口、出具連保、禁戒烟丹、違者連坐、
- 五、政府為求以上禁令之實施有動、村鎮各種徵戒條例及獎厲弁法、
- 六、政府責成京內外軍民長官、限制檢拳所屬官吏僚佐之吸食鴉片及他毒品者、悉予罷付、其各吸食鴉片及他毒

品之軍警、悉予裁汰、

七、國民會議釐出條例、剝奪烟民公權、至戒絕後、始予恢復、

八、政府指令教育部、將鴉片毒害、編入教科書內、

九、禁烟督弁及各省區檢查公署、遇必要情形、派員巡察各地時、國民拒毒會得派員參加、並由各地拒毒分會貢陳意見、俾資採挾、

十、各地烟禁是否肅清、向由各省區軍民長官、根拠地方官序呈報為準、往々不實不尽、無可諱言、應由政府訓令地方官序、於具報時、会同當地拒毒分會、得其校核虛實、以明真相、

○ 鴉片種植情形調查表

拒毒會要實行拯救同胞的計畫、須先知凡種植鴉片地方的狀況、願閱報者熱心調查當地種鴉片的情形、調查完畢、清按以下各項填、就剪下寄交上海田明園路二十二號中華民國拒毒會調查科收、

一、鴉片產區地名 ……省 ……縣

二、本區烟苗所佔面積 ……方里 ……方畝

三、每年每時^(每)下種何時收成

四、每畝烟苗每年可收烟膏若干兩

五、所出烟工售至何處

六、自民國六年以後、貴縣烟苗是否增加、若然增加成倍、民國十二年以後如何

七、成年之人吸鴉片烟者、每百人約有若干

八、貴所人民對於反對種烟、有何舉動

中国^{中國} 年 月 日

(一) 調査人姓名 住址

(二) 調査区域若干万里

(三) 以何方法調査

(四) 加入調査之人若干

(五) 挙行調査費時若干

〔註〕 本会は毎年九月下旬の日曜日(Anti-Opium Sunday)となし、大々的に禁烟運動を為し

つ、あり。

尚最近に当地に於ける外字、支那字、両新聞紙上に表はる、本会の事業は、特に茲に注意すべきものあり。

尚以上の万国拒土会、中華国民拒土会の外、民間に於ける禁止運動は天津に於ける Anti-Narcotic Society 等尚少数あれども、支那人にして組織せるものは全部凡てを合して一丸となし、前記中華国民拒毒会を組織したるものとす。

第三節 國際阿片會議

阿片の害毒は天下の常を知る所、之が為國際的に禁止策を講ずるの試みは最も有効なる事にして、從來屢々之に干する會議の開かれたるを見るなり。

以下極めて簡単に之に付きて述べん。

一、上海國際阿片會議 於上海

一九〇九年 米国主催

決議事項の概要

各国は各々自ら法を設けて阿片船の港外出航を取締る事、漸次に支那外国租界に於ける阿片吸食処及び薬舗を排除する事

調印国

奥国 支那 仏国 独乙 英国 日本 和蘭 波斯 葡萄牙 露国 暹羅

二、海牙第壹回国際阿片會議 於海牙

一九一一年十二月十日 米国主催

支那の阿片調査

決議事項

一九二一年一月二十三日、全部にて六章二十五個条より成る国際阿片条約調印さる。

代表派遣国

米 国 独 乙 仏 国 支 那 和 蘭 日 本 伊 国 波 斯 葡 萄 牙 露 国 暹 羅

国際阿片会議(宣書調印) 宣書調印国

独 乙 米 国 支 那 仏 国 英 国 日 本 伊 国 和 蘭 波 斯 葡 萄 牙 露 国 暹 羅

三、海牙第貳回国際阿片会議

於海牙

一九一三年

(阿片条約第二十三条により開会)

議定書調印国

独 乙 米 国 亜 爾 然 丁 白 耳 義 伯 刺 知 爾 智 利 支 那 コ ロ ン ビ ヤ コ ス タ リ ヤ 丁 抹 西 班 牙 仏 国

英 国 日 本 其 他 の 数 個 国

四、海牙第三回国際阿片会議

於海牙

一九一四年

(第二回国際阿片会議々決第三項号)

五、「ゼネワ」国際阿片会議

於ゼネワ

一九二五年一月十九日

国際聯盟主催

有害薬品取締条約成立

調印国名

濠州 白耳義 ポリヴィヤ 英国 希臘 日本 ルクセンブルグ 和蘭 葡萄牙 暹羅、等

以上

尚本節は極めて簡単にして、その詳細に亘る事項に付きては、前記諸會議の報告書その他につき参考されんことを望む。

尚最近に於ける阿片等の取締りは、国際聯盟主催の国際阿片會議に於て世界的に有効なる規定を設け、以て世界よりその災害を除かんと務むるに至りて、コレその問題の性質上斯くしてのみ良く好果を挙げ得るものなればなり。

第五章 結論

阿片その他の弊害に付ては、今更喋々を要する必要を認めぬ。従つて亦之が絶滅に務めざるべからざるや、又論を俟たざる所也。

是が目的の爲には即ち國際的の阿片會議は數回開かる、を見、在支外人宣教師團も立ちてその運動を起せり。支那民衆の中よりも新らしく一大反對の声起りたり。余が本調査作製中に最も遺憾と感じたるの点は、我が日本国人中不良分子があつて、私慾を貪らんが爲に、支那其の他の民衆を禍せる事尠からざるにあり。此の点に干しては、本調査は之が割愛の已むなきに至りしも、我が国官民が一心に是等不良分子の大淘汰を敢行せんことを望みて已まざる次第なり。

阿片問題は、その性質として良く之が禁圧の効を齎さんが爲には、須らく國際的運動によらざるべからざるは已に述べたる処なり。今此に最後に大正十四年二月十三日、東京朝日新聞の社説を利用して此の問題に触れ、以て本調査を終へんとす。

「外電によると、本年一月十九日開會し、昨年から引続いて居る阿片禁止問題を協議して居た國際阿片會議は、十一日開會した如くである。然しその成績として伝ふる所を聞くと、阿片の生産国に阿片の生産を簡理（簡カ）し之が減少を図り、又密輸入を防止せんことを要求したらしい。惟ふに阿片の害毒は天下の夙に知る所であり、之がため一九〇九年の上海阿片會議の開かれ、一九一二年の海牙阿片協定も形成せられ、現に國際聯盟の如き之が絶滅策に腐心して居る。而して聯盟以外にある米國も亦此の問題に付きては國際聯盟と協力しつ、あることは已に世人の熟知する処である。コレ恐らく米國が比律賓に阿片禁止を實行したるにも不拘、多数の嶋嶼より成る地理的の干係よりして密輸入に悩まされて居ると、本國でも禁酒法実施後、阿片密売増加しつ、あることを憂慮したものであらう。又阿片禁止問題で米國が急進論をとるに反して漸進論を持して居る英國も、印度、新加坡等の財政を顧慮すると云ふ丈のことであらう。凡べに阿片禁絶（禁カ）の必要を認めて居ることは、一九〇七年及び一九一一年の

英支の阿片協約に照すも、又最近に「タイムス」紙の所論に照すも、明瞭なる所である。従つてその生産減少を期せんとする議定書には、吾人も亦同感を表はさねばならぬ。顧みるに目下世界に於ける阿片の生産額は、印度二〇〇万封度、土耳其六五万封度、波斯は四五万封度、阿弗加仁斯丹二万五千封度、暹羅一万五千封度、日本一万一千封度である。此の他に阿片吸飲に於ても又その生産に於ても第一位にある支那共和国が、実に二、五〇〇万封度を産出しつゝ、あることを忘れてはならぬ。如此巨額の産出ある以上、阿片禁絶の困難なることは言ふ迄もない。誰が生産減少の急務を疑ふものがあらう。又近頃阿片の密輸入は諸国に於て盛に行はれて居るが、支那に於て最も甚だしい事が認められて居る。之が防止の急務なる事も亦誰が承認せぬものがあらうぞ。

併し吾人は疑ふ。此の次の様な議定書で果して此の厄介な阿片禁絶の難問に充分に貢獻をなし得るであらうか。勿論此の外電の所報は簡單を極めて居り、又その議定書の内容も詳細に之を知る由がないけれども、その干係各国は単に阿片生産国に右の如き要求をする丈でなく、之等生産国の生産減少及び密輸入取締りの成功に準じて、各国の阿片禁止策を進めんとする如くである。果して然らばコレ全くに緩慢なる措置ではないか。又その議定書中には阿片専売官営創設の如き項もある様であるが、吾人は之に対しても大なる疑問を挿まねばならぬ。一部の論者は、我が国が台湾に行つた阿片の専売が、阿片吸飲者減少に有効なりしを説き、領台当時一四、五万人を数へた同嶋人阿片吸飲者が、今やその $\frac{1}{3}$ に減じたと高調して居り、此の成績が今や列国の認むる所となりて、此の例に副はんとする尤なぞと誇称するものもあるが、吾人は此の台湾の吸飲者数果してその真事態を写し出して居るかドーカ、そこに遺漏がないかを危ぶまねばならぬ。之を要するに阿片禁止の良策としては少し急進的ではあるが、矢張り米国が主張し我が日本代表も賛成した彼の十年間を期限として医薬用以外完全に阿片を禁

絶する協約按を可とせねばならぬ。世界の諸国が阿片の害毒とその禁止の要を悟つて以来、亦之が為国際協約策をとつて以来、最早や幾多の星霜を閲した。今更に印度その他の国庫収入のために道徳的勇氣を麻痺せしむべきこととてなからう。吾人は此に遠からざるの日に於て、更に国際會議が開かれて、進んで阿片禁止案が採用されんことを望む。而して支那が右議定書不参加の如きも、新阿片會議開催を促進するの功あることは勿論であらう。若しそれ我が国に至つては、別段に薬用以上阿片を生産する国でも亦製造する国でもない。随つて此の点で道徳的勇氣進行を躊躇するの理由なきを忘るべからず。」

(完)